

第九十三回 参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第六号

昭和五十五年十一月七日(金曜日)
午後二時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 太田 淳夫君
理事 後藤 正夫君
林 寛子君
八百板 正君
塩出 啓典君

委員

岩上 二郎君
長田 裕二君
片山 正英君
上條 勝久君
源田 実君
鈴木 正一君
鍋島 直昭君
長谷川 信君
対馬 孝且君
松前 達郎君
吉田 正雄君
佐藤 昭夫君
小西 博行君
山田 勇君

国務大臣

国務大臣
(科学技術庁長官)

中川 一郎君

政府委員

科学技術庁長官 下邨 昭三君
官房長 石渡 鷹雄君
科学技術庁原子力局長 赤羽 信久君
科学技術庁原子力安全局長

事務局側

常任委員会専門員 町田 正利君

説明員

運輸省船舶局首席船舶検査官

新藤 卓治君

参考人

日本原子力船開発事業団理事長

野村 一彦君

日本原子力船開発事業団専務理事

倉本 昌昭君

日本原子力船開発事業団理事

野沢 俊弥君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(太田淳夫君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案の審査のため、必要に応じ日本原子力船開発事業団の役員を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(太田淳夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、来る十四日、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め意見を聴取することとし、その人選につきましてはこれを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(太田淳夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

う決定いたします。

○委員長(太田淳夫君) 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田正雄君 私は、原子力行政というものの日本の政治の基本的なあり方、あるいは行政の最高責任者としての大臣の姿勢なり見解について当初にお尋ねをいたします。

御承知のように、日本の原子力行政については今日なお多くの国民が不信感を解消しておりません。特に「むつ」問題につきましては、御承知のように、原子力安全委員会が原子炉の安全審査を行って大丈夫であるというお墨つきを下して、そして建造が開始されたということなんです。

ところが、出力試験の最中にわずか二割未満の段階で放射線漏れ事故を起こしたということなんです。ところが、その後の地元における四者協定なりあるいはその後の長崎における五者協定等を見ても、協定だけは結んでおられるけれども、ちっとも実行されていない。つまり地元にとっても政府代表が入った協定であるにもかかわらず、これが少しも遵守をされない。口先では誠意を持って実行いたしますという言葉を繰り返しながらほとんど実行されていない。最も肝心な点については完全に無視をされているという点で、私には、これに現実を見ていないという点で、私はこれは青森県の皆さんを初め、長崎の皆さんたちもそういう点で非常な不信感と不満を今日の原子力行政に持っているというところは御存じのとおりだと思ふんです。また、原子力行政に秘密があらなくてはならぬということ、歴代大臣が繰り返して主張をされてきております。ところが、原子力行政は日本において秘密行政はないんじゃないか

という強い批判も出ておるわけですね。たとえば「むつ」建造をめぐる契約等についても、ちっとも明らかにされないというところがあるわけです。私は大臣自身が果たして「むつ」建造に関する契約等について詳細に知らんになっておるのか、あるいはお聞きになっておるのか、多分私はお聞きになっていないんじゃないかというふうに思うんです。

私は、ここで当初になぜこんなことを言うかと言いますと、これだけ重大な問題であり、過去十数年間にならば物議も醸し、委員会の席上でも議題になり、さらには本会議でもこの問題をめぐっては、いろいろ議論をされてきたんですよ。そこで、審議をするに際してはあらゆる資料というものについては委員会の場に提供されなければ審議はできないわけなんです。そういうことで、従来も情報公開法とかいろいろなことがありましたが、けれども、法案審議に必要となる資料というものは、私には秘密にすべき事項というものはなかったと思うんです。そういう点で、とりわけ原子力船「むつ」の問題に関しては何か秘密にすべき、国民の目から覆い隠さなければならぬような契約であるとかそういうものはございますか。まず、当初にそれをお聞きいたします。

○国務大臣(中川一郎君) 原子力行政の基本的な姿勢、こういうことでございますが、これは言うに及ばず、エネルギーが石油を中心に非常に問題になってきたということに当たっては、代替エネルギー、省エネルギー等もいろいろ問題あります。が、国際的にもこの問題は大事だといふのでいろいろ議論のあるところであり、その中でやはりいま考えられる代替エネルギーとしては原子力が第一番目であらうと。二十年、三十年後はまた別としても、どうしても避けられないものであるとい

うことで強力に取り進めることは言うに及ばせん。また、「むつ」の問題もそういった観点から二十一世紀初めには世界が船用炉を使うだろうと言われるのに対処してやっていたいかなければならぬという姿勢で取り組んでおられるところではないかと、五者協定が守られた、守られない、少しも守られてない、四者協定もそうでありますが、あるいはほとんど守られないといっておられますけれども、私は守られておられると思っておりますので、撤去の問題が一番重要な約束……

○吉田正雄君 協定の内容はこれからまたお聞きします。当初に基本的に何か契約やその他で隠さなきゃならぬことがあるのかどうか。そうではなくて、この法案の審議に関連して、原子力行政はとりわけ秘密があつてはならぬわけですから、そういう点でこの問題に限って言います。原子力船「むつ」の建造に関し、従来から秘密にすべき契約のようなものはございましたか。まず、秘密の契約があつたのかないのか。

○国務大臣(中川一郎君) 基本的姿勢というものですから、原子力の基本的姿勢かと思ひまして申し上げたんですが、秘密の約束とかそういうものは一切ございません。出し得る資料は出しますが、秘密の資料はございません。

○吉田正雄君 そうすると、当初の原子力船「むつ」の建造に関する契約、これは御承知のように船体に関しては石川島播磨重工業、それから原子炉については三菱原子力工業との間に契約が結ばれておりますけれども、この契約の中に秘密の事項ございますか。

○国務大臣(中川一郎君) 秘密の事項はございません。ございせんが、ただ先の答弁になるかもしれませんが、秘密でなくても出せない場合もあるということだけは申し上げておきます。

○吉田正雄君 ところで、あれだけ事故を起こして、大騒ぎになって、そして原子力船については出発当初から大きなつまづきを見せたわけですから、いままた佐世保で改修工事が行われている

わけですね。またその改修工事の結果が思うようにならない場合、一体どういふことになるのかというのを考えた場合に、当初の「むつ」建造に当たつた契約内容において問題点があつたのかどうか、こういう点から検討していかないと、同じ過ちを再び繰り返すことになるのではないかと、同じ過ちを再び繰り返しているんですよ。論議ができないんですよ。なぜ論議ができないかといふと、ずっと前の、ちょうど二年前の委員会においてこの「むつ」問題が論議をされたんです。そのときに私は造船会社や三菱原子力工業と事業団との契約内容についていろいろお話ししたんですけれども、はっきりしないんですよ。そこでまず、お尋ねをしたいと思つてますが、契約の内容というのは発表できるんですか、できないんですか。秘密はないとおっしゃったが、審議をするのにどうしても必要なんですよ、契約の内容というのは。そうでない、どこに問題があつたのか、どちらが責任を負うべきなのかというのがはつきりしないんですよ。二年前の論議の中では、契約書を持っておいでにならなかつたから、当時の原子力局長は見えないのでよくわかりませんが、そういうふうな内容の答弁をされたんですよ。したがって、論議にならぬわけです。私の方でも契約書の内容がわかりませんから、一体どちらが責任を負うべきものなのかというのがはつきりしないんですよ。そういう点で大臣あれでしよう、物を買つたり売つたりする場合、これは一つの商行爲であり、いろんな観点、とりわけ国がこの問題には大きく関与しているわけですね。事業団といふのはもっぱら私は国の機関と見ていいと思ふ。しかも、原子力開発事業といふのは、これは国家プロジェクトであるということまでおっしゃっているわけですから、そういう点で国民の税金を使つてやる原子力船の研究開発なんですよ。そういうことで契約の内容が国民の前に明らかにされないとか、国会審議の場で明らかにされない中で、一体何を審議するんですかね。そういう点で、さつき秘密はないとおっしゃつたんですよ。

それから、公表できないのかできるのかということとを、まず当初にお聞きしたいと思つてます。もし公表できないとか、この委員会の場にも契約書の内容といふものが提出できないということになれば、法案審議できませんよ、これは。なぜできないかといふことはこれから申し上げますけれどもね。

○国務大臣(中川一郎君) これは私契約でございます。確かに事業団は政府の指導している機関でございますから、こちらについての指導力はありますけれども、これは相手方もございまして、相手側が公表したくないといふものをこちらが一方的にやると、こういう秩序ができませんと、そういうことが当然だということになります。それからゆる私契約は公表しなきゃならぬということになってまいりました。これはもうこの問題だけじゃなくて全体に影響するものでございまして。したがって、相手側もよろしくございまして、ということであるならば出しますが、相手側がそういうことは今後仕事をしていく上に、国の命令で出せと言われたら出さなければならぬものだという事になっていけば、これはこの問題だけではないんですよ、あらゆる契約に非常に支障を来す、こういうことだと存じます。ただし、何か御疑問の点があつたり、あるいはこういう点についてどうなつておるかといふようなことがあつてお尋ねがあれば、その個所についてはこういう約束になつておると、こう言いますが、何でもかんでも契約したものは全部出せと、こう言われても出し得ません。が、「むつ」の安全問題について議論をしたい、こういう点について出してほしいといふものがあれば、そういう点は出しますが、全部出せと言われども残念ながら出さなければなりません。

○吉田正雄君 国家が関連したあらゆる契約を全部出してくださいますか、これだけ大きな問題になつて、国会でも常に議論をされてきておられるんですよ。責任の所在がはっきりいたしておらな

にしても、一体どちらに責任があつたのか、そのことが全然明らかにされていないんですよ。大山委員あたりは報告では、行政に対しても相当厳しい批判を述べておられます。述べておりますけれども、行政当局の口からどこに責任があつたのかといふ明確な答弁といふのは今日までないですよ。そのところを聞かしてくれと言へば、いや契約は私契約であつて、これはなかなか公表することはできません。公表することはできないといふのは、だれが言っているんですか。契約した相手がかんなの公表されては困るというそんな困るような内容になつておられるんですか。一般論で言っているんじゃないんですよ。現実これだけ問題が起きているから言っているんですよ。

○国務大臣(中川一郎君) 契約について問題があるならば、それは場合によつては秘密会その他で先生方に見てもらふこともあり得るかもしれませんが、私の承知しているところは、契約そのものがあるんじゃない、やはり設計そのもの、ミスがあつた。行政側に責任があつたことであつて、相手側あるいは相手側との交渉に問題があつたとは承知いたしておりますので明らかにできないといふことでございまして、問題がなぜ起きたかといふ事務的なことについては事務局から報告させますが、私の承知したところでは、契約の内容にミスがあつたとか不正があつたとか秘密のことがあつて、そのことが問題になつたとは承知いたしております。それから、確かに事故のあつたことについては反省いたしておりますけれども、契約を出せ、そこから調べなければ説明ができない、こういうものではないと承知をいたしまして、一般の範疇に契約については入る、こういうふうにしておられるわけでございます。

○吉田正雄君 大臣ね、私は大臣は比較的正直におっしゃる方だと思つておるんですよ、当初から行政の姿勢も聞いておりますし、いまの答弁で設計の問題があつた、行政に責任があると、こういう点は明確におっしゃつたんですよ。これほど明確には従来おっしゃる方は少なかったんですよ。あ

でもない、こうでもないと言って責任回避をやってきたんですよ。設計上問題があったとおっしゃるんですけども、果たして設計上だけの問題なのかどうか、ふたをあけて調べていないのですよ、あの原子炉については。だからまだ原因の解明については完全に行われていないというふうに私もは見ているんですね。その点についても明確な見解をいまだに持たないこともないんですよ。これは単なる一方的な言い方ではないんです。これは事業団にしろ科技庁当局にしろもそうだった。そこで私が言ったのは、私も契約そのものに不正があったから出さないとか何とか言っているんじゃないですよ。責任の所在を明らかにするために、契約の内容がどうなっているのかということがわからなければ、行政の側にあるのか事業団の側にあるのか、あるいは石川島播磨重工業にあるのか三菱原子力工業にあるのか、この辺ははっきりしない。両方の責任である場合もあるだろうし、あるいはそうではなくて原子力船事業団の方の責任に入るのかということがわからないんですよ、この前聞いた段階では。こういって抽象的に言っていると、何を言っているんだろなというふうにお考えになると思うんですけども、いま私は書いたものをどこかに置いてきたんで、ちょっとまいていっているんですけども、この前のこれは五十五年十月十三日のこの委員会における私の質問の主な内容はこういうことかといえますと、普通の場合、うちを買った場合でも自動車を買った場合でも、完成品でしかもそれが検査を要する物品については、国なりそれなりの検査機関の合格証というものをもらって初めて正式に商行為、売買が完了するわけですよ。まだうちができて建設局あたりの検査も終わらぬうちに、あるいはガスの検査も終わらぬうちに、これが完了したなんて言っているわけじゃないわけですよ。自動車についても同じです。これ車検も出て、完全にこれでもう乗れるんですよというところになって、初めて金を払って自分の物にするわけですよ。だから、そういう点で放射線漏れを起したとい

うのは一体どちらが責任を負うべきなのかということですが、運輸省の船舶検査の定期検査を受けた後じゃないのです。その試験を受けている最中にあの事故が起きたわけですよ。したがって、まだ正式に、日本国籍の船舶はありますけれども定期検査を受けていないですから、船はまだ走っているにいかないのですよ。まだ完成していないのです。検査終了以前なんですよ。検査終わる以前の放射線漏れ事故ですから、一体その責任はどちらが負うのかということを知りたいわけですよ。だから、そこを聞いて聞いているわけですよ。局長何かいろいろ答弁やっておりますけれども、そこを聞いて聞いているわけですよ。いやは保証期間というのがありますと、いろいろ取るといっているわけですよ。そこで、船を引き取るというのはいくつか条件のもとにおいて船を引き取るということになったのか、契約書を出せるのか出せないのか、またははっきりしませんかね。ということではいろいろ聞いてみたいのです。契約ではこういう条件のもとで船を引き渡すことになっていまして、いろいろなこと書いてあると思うのです。検査前にもう船もいきましたんで、そんなばかな話ないと思うのです。検査終了後もう船が普通でしよう。検査前にもう自分の物にしてしまつたら、事故が起きた場合これ自分の責任で今度はやらなきゃならぬことになるわけですよ。こんな取引は普通考えられないのですよ。そういうことでお聞きをしたんですが、どうもこの前のときは、いやは保証期間の後だとか前だとかという単なる言い方で、明確な答弁なかったんですよ。そういうことで、私は皆さんの方のおっしゃっていることはうそだと言いません。国会の場でうそをついたと言つたら、これは偽証罪じゃないですか。大変なことになりますから、それまででは疑っていいのですけれども、しかし国会の論議をスムーズに進行させるために、また国民に疑惑を招かないために、私はやはり発表していい内容の契約書であれば発表すべきだと。

石川島播磨重工業と三菱原子力工業がこの契約を発表してもらうては困るというふうにとりわけ事業団に注文がついておるんですか。ついておつたら、これはまた大変な話になりますし、特に発表して差し支えない内容なら私は発表すべきだと思います。契約書の中にこの契約書は秘密とすると、発表しないことにすると書いてあるのですか。書いてあればまた別ですけど、まずそこから聞いてみましょう。大臣からまた後で御答弁いただくことにして、まず契約書をこの国会審議で必要だということに、その契約書については発表できませんか。これはマル秘扱いでもいいですよ。そういう何か約束でもあるんですか、発表しないというふうな。まずそこから聞かしてくださいます。

○参考人(野村一彦君) 契約書の性質につきましては、先ほど大臣がお答えになったとおりでございます。それで、それに関連してただいま先生がおっしゃいました事実関係と申しますか、私ども当事者として、御疑問を先生が提示されましたのでそれにお答えしたいと思ひますが、契約書の性質は、ただいま大臣がお答えになったとおりでございます。

そこで、問題は先生の御質問にありますように、一般に新造船——新しく船をつくり出す場合は、造船所におきまして海上公試運転というものをしています……

○吉田正雄君 まず、内容に入る前に、私が聞いたことに答えてください。公表できるか、一般論じゃないんですよ、具体的に聞いているんだから。何か三菱とか石川島との間にこの契約については発表したらどういふ悪いから発表しないことになっているというふうな約束でもあるんですかというのをまず聞いていられるわけでしょう。そこからは逐次答えていきなさいよ。いま中身なんていうのは聞いていないんだから。

○参考人(野村一彦君) その点は先ほど大臣がお答えになったとおり……

○吉田正雄君 大臣じゃないよ。契約結んだのは

だれです。どこどこが契約結んだの。

○参考人(野村一彦君) 事業団と石川島播磨それから三菱重工がそれぞれ契約を結びました。

○吉田正雄君 だから、事業団としてどういう約束があったのか、大臣に責任を押しつけなさんな。いま事業団としての立場を聞いているのですよ。

○参考人(野村一彦君) 事業団といたしましては、民間との双務的な契約でございますので、事業団の一方的な判断で契約書を外部にそのまゝお出しすることは差し控えてもらいたいという先方の要望もございまして、先生の御質問に就いてその内容についてはお答えいたしますけれども、生のままの契約書をそのまま出すことは、先方としても営業上のいろいろな問題や他に及ぼす影響もあるようでございまして、それは御容赦願いたいと申しておりますので、私どもだけの判断ではそのまゝ契約書をお出しするということとは、ちょっと差し控えていただきたいと思います。

○吉田正雄君 そんな答弁では納得できないですよ。いいですか。この原子力船の建造については、日本の造船業界それから原子力産業会議全体の統一された意思と国の意思のもとにこの研究開発が行われたんです。したがって、競合相手があるとか企業秘密であるとか、そういう内容じゃないですよ、この研究船の内容については。契約も七社の指名入札で当初行われたわけですよ。ところが、それが拒否をされた。経過は後でまたいろいろお聞きしますけれども、だから一般的な商行為として何が何でも発表しなければならぬという必要はないでしょう。そんなのあたりまえの話ですよ。普通の民間の取引会社が行っている商行為を一々発表するなんていう義務もないでしょう。しかし、これは国の事業として国の予算を大幅にござ込んでやられているんですよ。国庫の最高機関である国会でそれを審議するというのに、その契約書を出せないというのはいかにもおかしいんですよ。審議できるわけじゃないんですよ。どういふ契約の内

容だか、その契約書が見せられない、国会の場に出せないなどという事で何が審議できるんですか。周囲の皆さん、大臣にどういう説明をしていらっしゃるかわかりませんが、俗に言う官僚が大に説明する際にいつもは疑問だと思ってい

るんですよ。一般の民間会社における甲乙者の契約を国会が権限を持って公表せよなんて、そんな権限もないでしょうし、そんなことを言っているわけじゃないでしょう。一体この金はどこから出てそれが契約するんですか。表面は事業団であつても、あなたは大臣が答弁したとおり、大臣が答弁したとおりとやっているじゃないですか。これは国家プロジェクトとしてやっているんですよ。

それが何で国会で審議をやる場合に、その契約書の内容は出せないんですか。理屈にならぬですよ、理由に。単なる一般の民間会社の契約とあな

た勘違いしてもらっちゃ困りますよ。じゃ発表できない理由を言ってくさいよ。たとえば法的根拠でこれこれこうですとか、国家公務員の場合には守秘義務がありますとか、秘密を守るあれがあつてこれは発表できませんとか、そんな何かひっかかるものがあるんですか、法上。

を請け負っている企業としてそのまゝの形で公表されては困るということをごさいますして、別に国家の機密とか、そういうようなことではございせん。そこで、私も、先生のお話のように、どうしても国会の御審議が必要であるということ

でございますれば、具体的な御質問に就いてその内容についてはできるだけお答えするということ、むしろ企業側の方から営業上の秘密と申しますか、いろいろ向こうの企業としての立場からそのまゝの形で公表されては困るということ

でございますので、国家機密とか何とか、そういうことではございせんので、そういう御質問に就いて内容はお答えいたします。

○吉田正雄君 普通の商行為と違ふというのはわかりますね。単なる民間同士の契約じゃないのです。これはむしろ国家と民間との契約というふうに見るのが本質的に正しいと思うのですが、その点は同意です。そうですね。そこで石川島と三菱が、これは国会の場に契約書の内容というものが出されたら、あいが悪いというふうにならう文がついたんですか。だから私は当初聞いたでしよう。これが出たらあいが悪いというふうにならうか向こうから注文がついたのですかと、あるいは契約書の中にこれは外部に公表しないという何か一項でも盛ってあるのですかと聞いています。その点どうなんです。いまあなたは何か困ると、向うからこんなものを公表されたら困るというふうなことを言われておるような言い方されたんですが、そうなんです。

○参考人(野村一彦君) これにつきましては先生から今回その契約書を出してほしいという強い御要望がございましたので、向こうの方とも相談をしたわけでございます。そうしたら向こうがこちらの相談を受けて、営業上のいろいろな問題があるから、そのまゝの形で出してもらっては困りますという、そういう向こうの返事が返ってきたわけ

でございます。○吉田正雄君 ぐあいが悪いというのは何がぐあいが悪いのか。ただ言葉の上でぐあいが悪いじゃなくわからないのですよ。当初の契約段階の指名入札の際、見積もりがつくられますよね。この見積もりというのにはだれが参加したんです。わからなければわからぬでいいですよ。大臣聞いていただく。これはまさに原子力産業会議、それから七次造船会社が挙げて、とにかくこれは国家的事業として造船界も原子力産業界も協力をしてこれに取り組みよう、こういうことになつて、いろいろ民間会社から原子力開発事業団に來たり、設計段階でも特定の一社じゃないのですよ。あらゆる民間の人たちがこれに関与して、分担して業務というのはずと進められてきた。したがって、この見積もりについても造船七社、大手七社というものがみんな関与しているのですよ。中身はわかっているのですよ。何も秘密にする内容じゃないのです。まさに大っぱらでやってきたのです、これは。ところが、何らかの理由でその見積もりの三十六億円では安過ぎるということでもって、衆議院の科学技術振興特別委員会の中曾根康弘議員が、今度は隨意契約にしたらどうかと、三十六億じゃだれも引き受け手がいないから、それでは隨意契約ということで金額も上げたらどうかというふうな話になつて、そして七十億ですか、これは後で正確な数字聞きますけれども、こうなつたんで、ということ、何にも隠すべき性格のものじゃないのですよ。みんなわかっているのだ、造船業界の中だつて原産界の中だつて全部どういふ内容であれば幾らぐらゐかる、こんなことみんなわかつておるのですよ。ただ、一つの企業が全く自分の資本で、独自の研究費で開発をやつていくということになりますと、これが失敗するかも知れないし、大変な危険性があるわけですよ。だから、こういう研究開発段階では国の事業として、国が最大限めんどう見るべきだということ、これは金つき込んできたわけでしょう。そしてこの研究開発が終わつて、いよいよ本当の商業船として運航するような段階になつてくれば、実用船の段階では今度は民間がやればいいわけなんです。だから、この段階までは民間も総力を

別にして、経過からすれば多分そうなっているん
だろうと思うんですけど、しかし、契約内容
がはっきりしないので、そして何か責任があいまい
だ。もし、本当に事業団の責任なんですかというこ
とになれば、それは責任とってもらわなきゃだめ
じゃないですか。そのような責任がまた全然とら
れていない、無責任体制もいっていいんじゃない
か、そのことを言っているんです。だから、契
約書の内容を明らかにしないと言っているん
だ。それでもまだ明らかにできないんですか。
○参考人(野村一彦君) ただいまの先生の具体的
な御質問でございますので、内容は明らかにな
っておりますのでお答えしたいと思います。まず、
石川島播磨及三菱原子力工業は、事業団に対し
ていわゆる船の速力、船速それから炉熱出力、燃
焼量、こういうものをいわゆる性能保証してお
るわけでございますが、この性能保証の確証は事
業団の責任において実施いたします海上公試運
転、この海上公試運転は同時に出力上昇試験でも
あるわけでございますが、事業団の責任において
なされるということになっておたつたわけでござ
います。いま申し上げました性能についての試験
は、その後、契約の当初には予期されませんでした
試験の実施、先ほど先生がおっしゃいましたよ
うな出力上昇試験の実施が予定どおりでござい
ましたので、事業団は両社と折衝いたしましてそ
の性能の保証期間、いま申し上げました船の速力
と炉の熱出力と燃焼量、この性能を保証する期間
を延長いたしました、すなわち四十九年の三月十
二日まで両社とも延長いたしましたわけでござい
ます。そして、それとあわせて工事の保証期間もそ
の性能の保証期間とあわせて、両社に対して
それぞれ四十九年の三月十二日まで延長をいたし
たわけでございます。ただ不幸なことに、その後
四十九年になりまして出力上昇試験を行うとい
う事態になりましたために、事業団はその
性能保証の期間とそれから保証工事の期間を再延
長をしてみたいという交渉を当時やったよう
でございますけれども、これが不調に終わった

と。したがって、四十九年の九月にこの事故
が起こりまして、この性能保証期間とそれから工
事の保証期間とがともに過ぎておたつた時点にお
いて事故が起こりました。したがって、いまま
でのいろいろ両社との審議、折衝その他国会にお
ける御議論においても出たわけでございますが、
弁護士等の意見を聴きまして、いわゆる法律上
の責任というものはどうも企業、特に三菱原子力
工業に対しては問えないのではないかと、ただ道義
的な責任はあるがということで、その辺残念なが
ら保証期間後に事故が起こったというのが実情で
ございます。
○吉田正雄君 残念ながら保証期間後に事故が起
こったという言い方は主客転倒の言い方ですよ。
そうでしょう。本来は保証期間までに一切の試験
というものを完了して、そして船舶安全法で言う
ところの運輸省の検査というものを受けて、そし
てこれが完全な船ですということが確認されるま
では、これはつくった方に本来責任があるわけ
でしょう。本来責任ありますよ。ただ、あなたが
まおっしゃったように、契約の中には核燃料装荷
をやつてそして出力試験をやります、これは事業
団の責任でやりますと、こうなっているわけだ
ね。だから、試験を担当するのは事業団であつて
も、つくられた船、これから引き取ろうとする船
が果たして当初の、言うとおりの船であるのかど
うなのかという点について、欠陥商品であるのか
どうなのかということについては、それまでに検
査でもって確認をするのが常識でしょう、これ
は。事業団が試験をやるならいいですよ。いいん
ですけれども、その試験も、だから保証期間中に
本来は完了すべきなんです。ところが、あなた
のいま説明を聞いているという、残念ながらそ
れはできませんで言う。これは何でできな
かったかということも、これははっきりしてな
いんでね。何が理由だったのか、またそれを聞く
というんなこととおっしゃるでしょうけれども、
とにかく、どこを突いていっても結果だけまずい
ことははっきりしているんですけれども、どこに

一体もとの原因があつて、どこが責任を持った
ら、これが改善されるのかというのが何回議論し
たつてはつきりしてこないんです。いまもまた
答弁を聞いていてもそうなんだ。明敏な大臣です
から、私の質問が余り要領よくなくても、大体何
を質問しようとしているのかということはおわか
りだろうと思うんですよ。だから、結局責任の所
在がはっきりしなくなっている、いまだって。最
終的にはだれの責任になるんですか、こんな欠陥
商品受け取っちゃって。物の役に立たない。それ
でまたいま佐世保へ突っ込んでこれやっているん
ですけれども、佐世保へ行くまでの段階のこうい
う事態になった責任というのはどこにあるんです
か、これは。もともと欠陥商品だというのは、設
計もあるでしょう、私は設計だけだとは思わぬで
すね。施工についてもあるだろうと思うんです
よ。原因は完全に解明されてないですよ、はつき
り言つて。大山報告もいろいろ読みました。その
他の報告も読みましたけれども、実際にふたをあ
けて全部ばらして見たわけじゃないんですから
ね。そういう点で、一体事業団としてはどこに責
任があつたと思うんですか。契約もまずかつた
と思うんですよ、はくは。どういふふうに反省さ
れているんですか。

○参考人(野村一彦君) 事業団が船主であります
し当事者でございますので、そういう保証期間内
に所要の海上公試並びに出力上昇試験が実施でき
なかつたというのは、これはもう第一には事業団
の責任でございます。その責任の具体的な内容に
つきましては、やはり技術上の大きな問題として
は、大山委員会御指摘になつておられますよう
な設計上のミスということが考えられるわけでござ
います。そのことについては、事業団ももち
ろろ関与いたしておりますので、設計上のミスに
ついては事業団としての責任は当然あるわけでござ
います。この点については十分反省をして、
今後設計上の責任については、現在の「むつ」の
修理についてさらに事業団と企業側の責任の分野
を明確にすべく、この不幸な事故を参考にし

ておるところでございます。ですから「むつ」
の四十九年の責任については当然事業団が第一
の責任を負うべきものだと思っております。
○吉田正雄君 そうすると、契約の中には、もし
設計上のミスということが明確になった段階で
は、出力試験その他の原子炉に関する試験の結果
事故が起つても、故障が出ても設計上のミスの場
合にはつくった方は、メーカーとしては責任は負
わないというふうな何か一項入っていますか。
○参考人(野村一彦君) 法律上の契約に基づく契
約上の責任というものはもちろんメーカー側にも
あるわけでございます。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、その責任を具体的に決めたものが
いわゆる工事の保証期間でございます。その工
事の保証期間の終了後に事故が起こつたわけで
ございます。したがって、契約法から来る法律
的な責任ということとをメーカー、この場合は炉の
部分でございますので三菱でございますが、三菱
について契約法上の民事的な責任を問うというこ
とは、これはいろいろその後も調査をしたわけで
ございますけれども、法律上責任を問うてそいつ
を追及するということはどうもできないというだ
という法律の専門家の意見でございます。ただ、
それにいたしましたも、当事者は三菱でございます
ので、それについての技術的な道義的な責任は
十分先方も痛感しておるということで、私ども
この点は今回もそれを踏まえまして、そういう事
故が起こらないようにしたいということで話し合
いをいたしておるわけでございます。

○吉田正雄君 いまの答弁はいまの答弁なりにわ
かるんですよ。私もその契約書見てないからわか
りませんけれども、いままで皆さんが答弁してき
た限りでは、要するに保証期間を過ぎてから試験
をやつてそこで欠陥がわかつた、事故が起きま
したということなので、契約上はメーカーには責
任がないというふうな言い方なんですけれども、
私が聞いているのは、そういう契約ならそうでし
ようけれども、逆に言うと、もし仮に保証期間中
に予定どおり試験が行われて、

〔委員長退席、理事後藤正夫君着席〕

そこで事故が起きた場合には、これはだれが責任を負うのか。それは明確に書いてありますかと。いうことを聞いておられるんですよ。

○参考人(野村一彦君) 保証期間中の事故についてはそのメーカーが責任を負うという事は明らかにしております。

○吉田正雄君 そうすると、設計上のミスということが仮にその期間中で発見されても、設計上のミスの場合には負わないというふうに書いてあります。

○参考人(倉本昌昭君) その点につきましては明快に設計上の云々という言葉はございませんけれども、三菱との契約の中に、予測しがたい技術上の障害等により、この契約の履行が困難になったときは、両者協議して対処するというような形のものが一応入っております。

○吉田正雄君 大臣ね、こうやって一々聞いていくでしよう。大変なことなんです、逆に言うところ。ところが聞かぬやみん然って、どういふ契約内容になっているか、さっぱりわからぬですよ。大臣だっていまやり取りやっている中で隣へお聞きになったり、ああそうかと、そんな内容かと、こういうぐあいにお考えになっていると思うんですよ。私はこれ秘密会の席で、委員会以外には出さぬということ、これは契約書を出してもらいたいと思うんですよ。これは俗に言う一般国民に公表するというのが違ひますからね。なぜ私はそういうことを強く要求しているのかというと、今度また漁業改修工事、総点検工事にかかわって、その契約内容がどうなっているのか明らかでない、再び同じようなことが今後起きたときに、だれが責任を負うのか、責任の所在が不明確になってしまふ。相も変わらずさういふ河原の石積みのようなことを繰り返していくということになるんですよ。これだけ膨大な金をつぎ込んでやっている。歴代の大臣の中じゃもうあんなものは廃船にした方がよい個人的に思っている。なんという大臣だっているんでして、これは本当

にそうなんです。だれが考えたってこんなむだ使い、民間会社へ行ったら、こんなもの通りませんよ、これはつきり言つて。財政再建というけれども、金持ちの日本政府だからこういうむだ金どぶへ捨てるようなことを平気でやれているんですよ。私はそう思っているんです。それはとにかくとして、いやみに聞かぬやみん然って、さういふこと、それはいま財政再建が叫ばれておりますし、それから原子力行政の国民的な信頼感回復とかいふことが言われている中で、この契約書の内容すら発表できないとか、こんなばかな話ないと思うんですよ。いま聞いておつたって、そこは余り明確に書いてありませんかと、やっぱ契約というものは全体を見て判断をしなければなりません。そしてこれは落ちていくと、ここはどうだとかいうことになるんですよ。

〔理事後藤正夫君退席、委員長着席〕

そういう点で委員長、ひとつこの問題については直ちに緊急理事会を開いて、契約書については前の契約書とそれからいま行われておる改修工事、現在佐世保で行われております改修工事の契約について、同様に契約書の内容についてはマル秘扱いにして、この委員会に提出をされるよう要求します。そうでなくや審査進めなす。契約の内容が明らかに全部できないうちに、そんなばかな中で何審議できますか。しかも現に行われていふでしよう、改修工事か。そのまた内容もわからぬで何が審議できるんですか。秘密なら秘密だと言いなさいよ。秘密の内容ありませんかと言いつつ、たゞし公表するのはいやがましいか、こんなばかな話があるんですか。これだけ国の金つぎ込んで、民間の出した金なんて幾らです。これも聞いていけばあるんですけど、民間なんて幾らも金出してないですよ。ほとんど国の金ですよ。ほとんど国が金出しておるのに、審議をやる国会の場でその金がどう使われているのか、契約の内容がわかりませんか、契約書は見せられませんか。こんなばかな話あります。国民に責任が負えますか、そんなことで。私はそういう

ことで緊急に理事会を開いてもらつて、この契約書の取り扱いについてあれされるまでは質疑を一応保留します。

○委員長(太田淳夫君) 速記をとめてください。

〔午後二時五十八分速記中止〕

〔午後三時二十分速記開始〕

○委員長(太田淳夫君) 速記を起して。

○吉田正雄君 それでは引き続き質問を行います。

それじゃ今度は具体的内容をお聞きをいたしますが、「むつ」の研究開発に關して今日までどれだけの経費がかつたのか。これは五十四年度未だのものはそろそろ決算も出ておつて明らかになっておると思ひますから、それを明らかにしていただきたいと思います。内容的に申し上げますと、整理の仕方はいろいろあるかと思うんですが、とにかくだれが見てもわかるような内容、たとえば事業団発足までの経費が大体どれくらいであつたのか。それから船の建造費がどれくらいであつたのか。それから陸上付帯施設等にはどれくらいかかつておるのか。さらに、運営費にどれくらいかかつておるのか。それから四者協定に絡んで——これは四者協定だけじゃないですよ、四者協定の内容の一つにもありますけれども、たとえば漁業振興費などの名目で漁協に対する補助、助成であるとか、あるいは各市町村に対する体育館建設等の助成であるとか、そういうものにとどくらない出してきたのかということ、それから全体として五十四年度の民間の出資がどれくらいで、国ま事業団でもいですが、それがどれくらいになっておるのかということ、まずお聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(石渡廣雄君) お答えいたします。事業団発足以来、昭和五十四年度末までに要した経費でございますが、まず総額から申し上げますと二百八十四億八千万円でございまして、まず、事業団自体の支出合計二百四十七億六千万円、このうち民間出資二十一億六千万円を含んでおります。それから、四者協定関係十三億九千万円。長

崎におきます五者協定関係が二十五億円でございまして、以上の合計が二百八十四億八千万円でございまして。

以下もう少し詳細に申し上げます。事業団の二百四十七億六千万円のうち、「むつ」の建造費合計七十三億円で、うち船価五十六億円でございまして、この五十六億の内訳は、船体に二十九億円、原子炉関係に二十七億円でございまして、また、燃料八億円、その他九億円でございまして。

次に、定係港関係の建設費二十六億円。この「むつ」建造費七十三億円と、ただいまの定係港関係二十六億円で合計九十九億円になります。この費用に対して民間出資二十一億六千万円が投入されたというふうに理解をしております。それから、その他が百四十九億円になります。この内訳でございますが、まず人件費関係が百一億円というのが一番大きゅうございまして、あと運航費あるいは乗員の養成費、訓練関係費等が十四億円でございまして。その他が環境評価等々で三十四億円ということになります。

次に、四者協定によりまして支出の十三億九千万円の内訳を申し上げますと、放送設備の整備及び体育館建設費、合計で一億七千万円ほどでございますが、この金額は先ほど申し上げました事業団の支出のその他の中に入っております。漁業振興対策として十二億二千万円でございまして。

最後に長崎関係で、五者協定による二十五億円でございまして、これは魚価安定基金造成に二十億円、それから魚価安定基金整備のために五億円、こういう内容になっております。

○吉田正雄君 その次に、運輸省にちよつと確認をいたしておきますが、すでに国籍証明というのが七三年の六月十九日に出されておるわけですが、国籍証書というのはいささか要件を満たしたときに交付されるのかということ、それから船の検査ですね。この検査について、運輸省としてどこまでタッチされてきたのか。またこの「むつ」自身が発行開船というものであります。船体、原子炉とその原子炉系を除くその他の

設備等については、これは運輸省が直接私は検査されると思うんですけれども、しかし原子炉とその附属についても、これは第一義的にはどこが責任を持って検査をするのかという点で、安全委員会との関係がどうなっているのか。運輸省はどういう見解をお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○説明員(新藤卓治君) お答え申し上げます。

まず第一点の船舶国籍証書の発行要件でございますが、ちょっと御説明がくどくなつて恐縮なんです、船舶国籍証書は船舶法という法律がございまして、その法律は日本船舶たる資格を取得するに必要な要件を定めてございまして、そこで船舶国籍証書は、その船舶の所有者がその船舶の船舶港を所管しております管海官庁というのがございまして、「むつ」の場合は東北海運局の青森支局でございまして、そこに船舶原簿というものが備えてございまして、そこに登録をしたときに管海官庁から交付をするということになっております。

しからば、その登録はどういうものであるかと申しますと、その船舶の所有者が登記所、法務局でもってその船舶の登記を行った後に登録を受け付けるという順序になっております。その登記は、それならばどうしてできるかということでございますが、船舶の所有者がまずその船舶の船名、船舶港、どこに本籍を置くかという船舶港を定めまして、先ほど申し上げました、その船舶港を管轄いたします管海官庁に積量の測定というのを申請いたしまして、それを受けた後、総トン数、純トン数あるいは機関の種類等々のものを記載いたしました船舶件名書というものをもらいまして、それを持って登記ができる、登記規則でそういうふうな定められているわけでございます。

そこで結局、いつの時点で国籍証書が出されるかというところでございますが、この積量の測定ができる時点——その間は省略いたします——で国籍証書が出るということでございます。その積量の測定というのはトン数をはかることでございまして、通常、船体、機関、設備等の工事

が終わりましたして、物理的に船としての要件を備えた段階、その段階でもって積量の測定ができるわけでございます。

それから第二の御質問でございますが、私も船舶安全法に基づきまして、ただいま「むつ」の製造検査、それから第一回目の定期検査という申請が出ておまして、いまその両方の検査を実施しておる段階でございます。それで製造検査につきましては、設計、材料試験、工作工法あるいは個々の単体の機能試験等をやっております。もう一つのものが全部完了しました段階で船全体としての効力試験、これは実際には海上公試運転の段階で行われるわけですが、そこであらゆるテストを行ひまして、技術基準に合っているということになります。初めて検査証書が発給されるわけでございます。

先ほどの舳の部門についてはどうかということでございますが、先生先ほど御指摘になりましたように、これは試験研究段階の舳でございますから、原子炉等規制法によりまして、内閣府大臣の規制も受けておるわけでございます。私どもにおきます船舶安全法における規制、若干法域は違ひますけれども、安全という点につきましてはラップするところもございまして、私も安全全法の立場から、それから科学技術庁の方は規制制の方の立場から重ねて検査をしておるということでございますが、実態的には同じものもございまして、相互によく連絡をとりながらやっております。

○吉田正雄君 四者協定とか五者協定の中にもいろいろ定係港という言葉が出てくるんですが、これは科技庁の方にお尋ねをしますが、その前に、これもいまでもいぶん論議をされてきたんですが、この四者協定の場合には政府代表というところで自由民主党総務会長鈴木幸三さん、現首相ですが、これが四者協定のときには行つておいてなるわけですよ。政府代表というからには当然閣議決定を経て行つておると思うんですが、これは一応念のためにお聞きをしておくんですが、それ

は間違ひないですね。

○政府委員(石渡廣雄君) 青森に当時の鈴木総務会長が行かれる前に閣議決定があったのかどうか、ちょっと私定かになつておりませんが、その四者協定をおまとめになりましてお帰りになった時点と思ひますが、その時点では当時の原子力船関係閣僚懇談会というところで、昭和四十九年十月十四日に四者協定を確認したという事実がござい

ます。

○吉田正雄君 関係閣僚会議ですから、一応これは正式な政府の代表ということでもよろしいわけですね。もう一回、念のために。

○政府委員(石渡廣雄君) そのように考えます。

○吉田正雄君 ところで、ここであつた船舶法上の国籍証書というものはもうすでに交付をされておるんですけれども、ここでは船舶港ということになっておるわけですね。ところが、この四者協定のところでは、今度は定係港と、こういうふうになっているわけですね。そしてさらに、佐世保に今度は修理のために行つたわけですが、そこでは今度は修理港というふうなことになるわけですね。

そこで、科技庁にお尋ねをしますが、船舶港、定係港、修理港の定義をおしやうていただきました。

○政府委員(石渡廣雄君) 船舶港の定義につきましては運輸省の方から御答弁をお願いしたいと存じますが、定係港につきましては原子炉等規制法上、原子力船の定係港という用語はないわけでございます。まして、規制法上の付帯陸上施設設置されている港が一般に定係港といわれているということでございます。

それから、修理港でございますが、これはきわめて便宜的な呼び方と考えておまして、単にそこで修理を現在行つておるという意味で修理港と呼んでおるというふうな理解しております。

○吉田正雄君 運輸省の方はどうですか。

○説明員(新藤卓治君) お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、船舶法でもって

日本船舶たる国籍を取得するためには、まず船舶港を定めていろいろな手続を始めるというふうな取得のための一つの条件になされております。それで、この船舶港と言ひますのは、人の場合で言ひますと戸籍の本籍地みたいなものでございまして、船舶の場合船名、船舶港等は必ず決めなければならないということになつておるわけでございます。

○吉田正雄君 運輸省の方では、定係港なんて言葉は日常使ひませんか。

○説明員(新藤卓治君) 海事法規といひますか、船舶法あるいは船舶安全法等海上法規を適用いたす場合は船舶港というものでございまして、定係港というのはいささか法的な意味では使つてございせん。

○吉田正雄君 定係港それから船舶港や修理港の問題については、これは四者協定と五者協定の関係で、またいづれ質問をいたしますが、まず四者協定の今度は中身についてちょっとお聞きをいたしては分実行してきておるかと、こういうことで、確かに金の面では実行されてきたと思ひますが、一番肝心な部分については全然実行されておらないということですので、この四者協定についてはもちろんお手元にお持ちだと思ひますが、この協定については今日までどのように協定を守ってきたのか、実施に移してきたのかということについて、簡単に経過を聞かせてください、順を追つて。

○政府委員(石渡廣雄君) 四者協定は大別しまして三つの項目になっております。まず、第一が「原子力船「むつ」の定係港入港及び定係港の撤去に係る事項」でございます。二番目が「定係港地元対策及び漁業金融対策に係る事項」。三番目が「原子力船「むつ」安全監視委員会に係る事項」。この三つになっております。

順を追つて申し上げますが、まず第一につきましては、政府はこの協定が締結されました後、直ちに原子力船「むつ」を定係港に入るように指示

をいたしました。昭和四十九年十月十五日「むつ」は大湊港に入港したというのでございます。二番目に、「原子力船「むつ」」の定係港入港後の取扱いに關しては、入港後六カ月以内に新定係港を決定するとともに、入港後二年六カ月以内に定係港の撤去を完了することを旨として、昭和四十九年十一月一日からその撤去の作業を開始する」ということでございます。このことにつきまして、新定係港の決定及び新定係港の撤去は完了しておりません。次に、「定係港の撤去が完了し、原子力船「むつ」が新定係港に回航されるまでの間、原子力船「むつ」を原子炉が凍結された状態で定係港に保留しておくとともに、次の措置を講ずる」と決められておりまして、まず第一が「使用済燃料交換用のキャスクを昭和四十九年十一月中に青森県外に搬出すること。これにつきましては昭和四十九年十一月二十九日に搬出をいたしました。現在日本原子力研究所に保管しているわけでございます。二番目に「使用済燃料貯蔵地の埋立作業を、昭和四十九年十一月から開始すること。』というのでございますが、これも昭和四十九年十一月二十九日から埋め立て作業を開始いたしました。翌年の一月二十九日に完了しております。それから三番目に「クレーンの鍵を青森県知事に預け、補修、点検等の際にクレーンを用いる必要がある場合には、青森県知事と協議の上、これを行うこととする。』、鍵につきましては、四十九年十月二十三日から青森県知事にお預けしてあるというのでございます。

以上が定係港に關する事項でございます。二番目が「地元対策及び漁業金融対策に係る事項」でございます。まず、道路整備につきましても、お約束どおり実行されております。それから体育館の建設、これも終了しております。昭和五十一年の五月十二日に竣工しております。放送設備につきましても、昭和五十一年三月二十九日に完了しております。

それから、陸奥湾の漁業振興対策につきましては、補助金が昭和五十年三月二十日に交付されて

おりまして、五十年度に事業完了をしております。ホタテガイの稚貝減産等の補償対策につきましても、漁業協同組合助成事業として実施済みでございます。それから、魚価安定対策及び漁業金融対策三億円の預託及び拠出でございます。補助金といたしまして、昭和五十年三月二十八日に県に交付済みでございます。漁港、港湾整備事業につきましては、水産庁あるいは運輸省、建設省、自治省においてそれぞれ実施が完了しております。

それから最後に、「原子力船「むつ」安全監視委員会に係る事項」でございます。昭和四十九年十月十四日に設置をされまして、現在日本原子力船開発事業団の協力の事項につきましては、事業団と青森県等との間に四十九年十月十四日に協定が締結されまして、現在も放射能監視等につきまして協力中でございます。

○吉田正雄君 いまの中で、むつ市内の関連公共施設整備というので、道路整備というのがありますね。これ大体どれぐらいの金がかかったんですか、二番目の1です。

○政府委員(石渡隆雄君) 道路整備につきましては、むつ一川内バイパス約三千メートル、総工費約十七億円の建設計画でございます。昭和五十年年度から着工されておりますが、五十年年度以降五十五年度までの予算で累計約六億円の計上されております。残りにつきましては五十六年度以降の予算措置が必要とされているという状況でございます。なお、用地の買収につきましては、本年度では完了するという報告を受けております。

また、同じ道路整備計画のむつ一川内バイパスのほか、このバイパスに附属する街路整備の計画がございます。全長七百五十五メートル、総工費約四億円の計画でございますが、ほぼ半分まで予算措置がされているというのでございます。

これらの道路整備につきましては、財政上の理由から計画が若干ずれているというのでございますが、引き続き早期完成を図ることとして、現在担当の建設省で

そのように作業が進められているという連絡を受けております。

○吉田正雄君 次に、いま改修工事が進められておりますが、改修工事の資料については先般いただいたんですが、契約の概要というものは、第一期工事の船体部分と原子炉部分のことが概略書にあらわれている。それから、日程表では第二期工事といいますが、来年の十月までの完成予定の日程表、これは総点検も含めてずうっと出ているんですけれども、どこまでが第一期工事なのかというのを、日程表の上で示してもらいたいというので、言っている意味わかりますか。契約の概要というのがあります、三菱重工とかがありますね。それと、日程表というのをもいたしたいんです。よ、この前、それで概要の中身というのは、第一期工事の分として挙げられておるわけですから、それが日程表ではどの部分に相当するのかわかることをお聞かせ願いたいということ、それから同じくそれぞれの経費が大体どうなっているのか。あれ総額で、たとえば三菱重工の場合幾らというふうに書いてあります、おおよそこの部分でどうなっているのか。遮蔽工事部分、原子炉部分、それからもう一回総点検というのがありますから、それぞれがどうなっているのか、もう少し詳しく聞かしてください。

○参考人(倉本昌昭君) ただいま私どもが遮蔽改修工事と結んでおります契約は、石川島播磨重工業と船体部の第一期工事。それから三菱重工と原子炉部の第一期工事というのについて結んでおるわけでございます。石川島播磨重工業とは、現在船体部関係の工事を結んでおまして、これは格納容器の外側についております遮蔽体の撤去と申しますか、それからそこへつけます遮蔽体の製作、またはこれに関連をいたしました治工具等の製作、これらを主として第一期工事として考えておるわけでございます。第一期工事といたしましては、来年の二月いっぱいまでの工事でございます。

それから三菱重工とは格納容器の中の原子炉部についての工事について契約をいたしております。これは格納容器の内部でやはりこの第一期工事の関連で現在しております遮蔽体、それから工事に関連をいたします格納容器の上部の機器等の取り外し、それから三菱の方には、私どもといたしまして、遮蔽体は別途メーカーと契約をして遮蔽体をつくっておりますので、これらを三菱の方に支給をいたしまして、これを三菱の手で取りつけるという形になっております。それで、こちらの方も大体来年の二月いっぱいまでの工事になっております。

それで、この原子炉部の関係の工事といたしまして、三菱重工関係をお願いしておりますのは約八億円。それから三菱の方に支給をいたしますいろいろの材料関係でございますけれども、これらが約九億円。それから船体部関係、石川島関係でございますが、こちらの方が石川島と契約をいたしまして約七億円。それから船体部関係では、これから遮蔽改修工事をいたしますための準備工事と申しますか、船の上の原子炉ハッチ部の上に仮建屋を現在乗せておりますが、これらの設置に関連をいたしましたものとして約二億円というので、現在までに約二十六億円の契約をいたしておるわけでございます。

○吉田正雄君 いま修理が率直に言って始まったばかりだということですが、五者協定からいたしますと、来年の十月というのつぎきらない日程がすでにずっと決まっているわけですよ。ところが、私がさっき言った四者協定、五者協定という一番中心というのはどこなのかという、要するにむつの方には新定係港というのはほかへ定めてくださいと、それから佐佐保にすれば、これは単に修理を引き受けるという修理港として認めたのであるということですから、修理が終わる次第出ていってくださいと、その期限は来年の十月ですよと、こういうふうな内容になっておるわけですね。

そこで、事業団としては、これさっき局長と運輸省からは答弁いただいたんですが、事業団の

私は考え方もうちよつと聞きたいと思うんです。というのは、事業団がもうちよつと責任を持つ立場からも聞きたいと思うんですが、船籍港というのは要するに本籍地のようなものだ、定係港というのは定められたというあれですから、どちらかと言えども本籍というよりも、永住地じゃありませんけれども、そこが中心の船の母港と言ったらいんですかね、そういうものが定係港だろうというふうに思ふんですね。そうすると、この定係港というのは本来であればそこが本拠地になるわけですから、本来ならドックもちゃんとあり、そこで上昇試験であるとかテストであるとか、これは原子力船という特殊な船なんですから、そういうものを兼ね備えた修理もそこでできるというものでなければいけないと思うんです。ところが、そういう点に關して船籍港、定係港、修理港というふうに適当に使分けをしていて、という感じがするわけですね。だから事業団としては船籍港、定係港、現に定係港という言葉を使っているんですから、どういふぐあいに一体きちんと区別をされておるかということなんです。だから、たとえばドックに入らなければならぬ、だから、たとえドックに入らなければならぬ、佐世保から一たん出てまたそういう事態が生じた場合、佐世保へ戻るかどこへ行くのかという、また大きな問題が出てくるんですよ。だからもう一回お聞きしますが、事業団としては船籍港をどのように考え、定係港というのはどういふふうに理解をされ、それから修理港というのはどういふふうに考えられておるかということをお聞かせしてください。

○参考人(野村一彦君) 船籍港につきましては、先ほど船舶局の首席検査官が答えられましたように、法律に定められた船舶国籍証書に記載された場所でございますので、これは法律上に定められた用語、本船「むつ」について言いますと、いわゆる大湊港が船籍港でございます。それから定係港は、これも先ほど局長が答えられましたように、法律上の用語ではございませんが、一般の船舶ですと最も多くその船を係留しておる、商業船でありますれば商業航海に出ていくことの一番多い場所に定係をしておるということで、事実上そういう言葉でございますが、「むつ」の場合は陸上の付帯施設等を備えて、そしてそこで所要の試験等が行い得ますように、また将来船が運航する場合の運航の基地になることが定係港でございます。これは法律上の用語ではございませんが、私も、私どもはいま政府がお願いをしておるむつに、また定係港をお願いしたいということで、これは俗に母港という言葉も使っておりますが、同じ内容でございます。

それから修理港といふのは、これも法律上のあれはございませんので、これは一般の船舶におきまして、その船舶が必要に応じて修理をするときの造船所のある港をそういうふうに指すわけでございますが、「むつ」の場合も現在は佐世保で修理しておりますので、現在の修理港は佐世保でございますが、今後は修理をする場所によりまして具体的な港といふことは、これはその都度と申しますか、修理を行う都度地元との了解を得て、その造船施設を有する港に入つて修理をしていただく、そういうことでございます。

○吉田正雄君 「むつ」の修理が終わつた後の出力試験というのはどこでやられるんです、予定は。

○参考人(野村一彦君) 出力上昇試験は、私ども原則として母港といふんです、定係港で行うというところでございますので、定係港をいま政府でいろいろと交渉をしておいでしておりますが、私どもは定係港で出力上昇試験を行うということを原則にいたしております。

○吉田正雄君 そうすると、定係港でやるということになると、現在の定係港というのは一体どこになつておるんですか。四者協定からすれば、もうむつは定係港でないようだし、それから佐世保はもう定係港でなくて修理港だ、こういうことですから、来年の十月修理が終わつて佐世保から出ていくと、こういうことになつたときに新

定係港で出力試験をやられると、こういうことですね。それ間に合うんですか。

○参考人(野村一彦君) おっしゃつたとおり、新定係港で出力上昇試験をやりたいと思つておりますので、できるだけ早く新定係港を決めていただきたいということで、私も政府と一緒に新定係港のあれをやつておるということでございます。

○吉田正雄君 大臣ね、私は事がさうに簡単に進むとは思われないんですよ。というのは、四者協定ではとにかく「むつ」の定係港としては認めないんだと、入港後二年六カ月以内に定係港の撤去を完了することを目標としてやつてくださうと、こういうことになつておるわけですよ。これはもう二年六カ月過ぎちゃつておるんですよ、はつきり言つて。だから、この四者協定上は現在の「むつ」の定係港といふのはどこになつておるんですか。

○政府委員(石渡廣雄君) 規制法上は現在もむつが定係港といふことになっております。

○吉田正雄君 もう一回言つてください、何上ですか。

○政府委員(石渡廣雄君) 原子炉等規制法上「むつ」に關連する陸上付帯施設がある大湊港が、俗に言う定係港といふことになつておるわけでございます。

○吉田正雄君 そういう解釈でいいんですか。当初はむつを定係港とするということで、船籍港即ち定係港にしようといふことで付帯施設をつくつたといふことですね。しかし、付帯施設をつくつたからといって必ずしもそれが定係港としてずっといくとはまた限らないわけですよ。ほかのところへまたつくつたついでにいいわけですよ。定係港といふのも動いたつてかわらないわけですよ。この協定からすると、とにかく締結しちゃつたんですよ、協定は。そうすると、これはどういふことになるんですか。これは空文であつて、一片の紙切れだといふことですか。だって、二年六カ月以後といふのはもう定係港ではないんだと、ほかのあれにするんですよ、こう書いてあるんですよ。どういふことですか、これは大臣。

○国務大臣(中川一朗君) 先ほど守られた部分もあると申し上げたのは、地元対策等は守られておりますし、また「むつ」が大湊から実際上去つておるといふこと、あるいは帰りたいけれどもなかなか帰れないといふこと等からいけば、まあかなり守られたと。しかし、大事な点は守られてない点もある。というのは、新定係港を半年以内に決めるという点と、それからもう一つは、二年半以内に定係港を撤去すると、この二つが守られていない。この点についてはまことに申しわけない、遺憾であるといふことで、四者間の他の三者におわびを申し上げて、いまお許しをいただいております。こういうことでございまして、この点はお約束が守れていない。一片の紙切れと言われればそれまでですが、誠意を持って守れるところは守つておりますが、残念ながら、新定係港が決定できない段階では、まことに申しわけないとお約束を破つておりますと、守られておりませんと、遺憾であります、お許しを願います、こういう姿勢で対処しておるわけでございます。

○吉田正雄君 そこで、私は繰り返して申し上げておきますように、現在の首相がとにかく政府代表といふことで、しかも、自民党の総務会長という責任ある立場で乗り込んでいって、こうやって署名捺印までしたわけですから、ところが、二年半どころか三年たつても四年たつたてなかなかに実施をされない。もう満六年になりますよ、四十九年の十月十四日ですから。片や佐世保では、五者協定でもつてこれまた期限が迫つてきておるわけですよ。そういういたしますと、いまおっしゃるところを聞くと、現状の定係港はむつだとおっしゃるんですよ。おっしゃつておるんですよ、来年十月来て修理が終われば、これは何が何でもむつへ向かわれるわけですか、どうですか、そこは。

○参考人(野村一彦君) 五者協定の期限内に修理

を終えまして定義港に入港したいと、こういうふう
うに考えております。

○吉田正雄君　そうすると、これは大臣、どうい
うことになりますか。修理が終わったら佐世保を
出て定係港のむつへ向かうと。今度はむつは、い
やそれはだめですと、これ協定結んでいるんです
よ。これはどうということなんです。

○国務大臣(中川一郎君) そこで、正直申し上げて三年間の中でやろうと思ってお約束をしたわけですが、何分にも一年以上おくれて工事に着工したのがことしの八月でございました。したがって、十月までにやるのにはなかなか大変だが、お約束はお約束であるから、ぜひとも十月までに完

了するようにということで、いま事業団あるいは
工事を担当してくださる業界の皆さんにもお願い
しておるわけでございます。しかし、さりとて粗
製乱造裏にやっではこれも困ることでありますか
ら、安全を第一に、そして期限を守るようにとい
うこと、佐世保における「むつ」の修理問題はそ
ういうことでございます。

そこで、来年の十月にでき上がったということ
で、さてどこへ行くかということになれば、いま
のところは定係港は大湊になっておりますけれど、いま
も、お約束がお約束で、定係港を撤去するという
ところへお話し合いがないままに帰るわけにはま
いらぬということでございますから、何とか十月
までの間に新定係港をつくりたい、決めたいとい
うことで努力をしてまいりましたけれども、残念
ながら適地がないというので、もう一度ひとつ大
湊を使わしていただけないか。来年の十月、工事
期間も迫って、修理期間もお約束が来ております
から、何とかもう一度大湊を、守れない点は率直
におわびをし、改めてひとつ検討願いたいと、こ
う申し上げておまして、私どもとしては来年の
十月、佐世保を出る段階においては、ぜひとも地
元の了解を得て、四者協定の扱いをどうするか、
そして新たに定係港としてお願いをすると、こう
いうことで吉田委員の御指摘のように、十月にな
ったら行くところがないもんですから、頭をしぼっ

ていま全力を挙げて大湊にお願いをしておると、
 こういうわけでございます。

○吉田正雄君　まあ勘当された子供が帰るうちがなくて困っているようなものだろうと思うんですけど、しかし、勘当した息子が心を改めて、うちへ入れてもいいような状況なら、それはまた親も考えると思うんですが、何しろ安全性という最も大事なところでそれが確認をされないということなのですから、たとえば、先ほどは設計のミスであるということがはっきりいたしましたとおっしゃっているわけですね。それだけでしか。設計のミスだけだということではよろしいんですか、どうですか。

○参考人(倉本昌昭君) 放射線漏れが起こりまして、この原因についていろいろ専門家の方々に御意見を聞き、また私どもの方でもいろいろ実験あるいは解析等もやりまして原因を究明いたしましたところ、放射線漏れにつきましては、原因は設計のミスであるということが非常にはっきりいたしましたわけでございます。

大山委員会の御指摘もございまして、遮蔽関係だけでなしに、本船についても総点検をしてみろうと、こういうような御意向もございました。これを受けて、私どもといたしましてはやはり遮蔽の受ける点、まず「むつ」の原子炉の設計、また現在ありまふプラントの健全性、また最近「むつ」がございまして以降、陸上の発電所等におきましてもいろいろトラブルが出ております。これらを参考にいたしまして設計等の見直し、解析のやり直し、あるいは事故解析のやり直し等を、この遮蔽改修と並行して進めてまいってきたわけでございますが、その結果につきましては安全上ここはとにかくどうしても改装、また設計やり直しというような点は特にないということとははっきりいたしておるわけでございますが、最近の陸上の発電所等々々の経験から見まして、やはり現在の「むつ」につきましても、安全性をより高めておく方が望ましいと思われる点がございまして、これらについては私どもとして約二十件ほどの改修工事等をや

りたいということで、これらにつきましては現在政府の方に所定の手続をとっておる段階でございます。

○吉田正雄君 燃料棒の被覆管というものの材料はステンレスですね。今度の修理改修計画の中ではこれを変えるというあれはないわけですよ。ところが、今日燃料棒の被覆管がステンレスではだめだということとはもう結論が出ていますね。肝心な燃料棒の被覆管をステンレスからジルコニウムに変えないということで、果たして一体もののかどうかという点では非常に疑問があるわけですね。なお、放射線漏れについては、これは一次冷却水、これがまた放射線というものの漏れを防ぐわけですね、水というものが。そういう点では間隔が少し狭いんじゃないか。それこそまさに設計上の欠陥というものが、そこに当たったということも言えると思うんですが、それはとにかくとして、燃料棒については大丈夫ですか。これは多くの学

者が指摘していると思うんですよ。相変わらずステンレスのあんな被覆管ではもうだめなことはいきりしているじゃないかと。何で変えないんだという批判に対してはどういう見解をお持ちなんですか。

○参考人(倉本昌昭君)「むつ」の燃料体がステンレスであるということは先生のおっしゃったとおりでございます。また、「むつ」の設計をやりました当時は、確かにステンレス関係の被覆の方が当時の各社の技術的情報、またこれに関する学識経験等も豊富でございましたし、まだジルカロイは開発されておらなかった時点でもございました。しかし、ステンレスと申しますのは、むしろ安全サイドと申しますか、その当時の経験から見てもステンレス被覆を採用したわけでございますけれども、現在一般の商業用の発電所等がジルカロイの被覆を使っておるのも事実でございますが、これは安全という面よりもむしろ経済性の面からジルカロイを採用しておるということでございまして、安全性の面で現在ステンレスをジルカロイに変えるということについて、私どもとしてはそ

の必要性は何ら感じておらないところでござい
ます。また、ドイツのオット・ハーンの例を見まし

ても、一次燃料はこれはステンレスでございまして、やはり将来の経済性ある船用炉という点から、二次燃料につきましては発電と同じような形のジルコニウム合金の被覆を確かに使っております。しかし、オット・ハーン的一次燃料、これを取りかえるまでの間、ステンレスの被覆管については何ら問題が起こっておらないという点。また、私どもの方のステンレス被覆管、また燃料につきましても、製造中の過程におきますいろいろな検査、またその後の臨界試験等を行いました経過、またこの試験が終わりましたから現在まで鋭意私どもの方でやってきております水質管理等の状況、また一次冷却水の分析結果等から見て、現在この燃料には何らの異状も生じておらないというぐあいに確信を持っておりますのでございませう。

○吉田正雄君　その論争はまた次回やることにしまして、大臣もう一回聞いておきますが、佐世保港における修理が終わって、そして青森との約束ではとにかく新定係港を探してそちらへ行きますと、こう言っているんですけども、来年の十月ということではこれは物理的に私は不可能だろうと思うんですよ。これからこれだけの厄介者をいらっしやいなんと言って手を広げて迎え入れるところが果たして日本全国のごところにあるかと思えますと、とても簡単にそんな新定係港が見つかるとは思えない。そういう場合には、佐世保との約束では、とにかく修理が終わる次第出ますと。それからいまの答弁では、いやいまのところはむつが定係港でございますからむつへ戻りますと、こういういま答弁なんです。地元で、いやそれは困りますと、来てもらっちゃ困るんですけど、こう言っても、断固として実力で行かれるんですか。これどうなんですか。

○政府委員（石渡鷹雄君）　先ほど答弁に不手際があったと存じますが、原子炉規制法上の「むつ」の陸上付帯設備がまだむつにあるという意味で、

通称定係港がむつになつておりますということ
と、それと自動的にむつに戻るといふことは申し
上げておりません。新定係港に行きたいんだとい
うことを申し上げたわけでございます。

○国務大臣(中川一郎君) 定係港であるからし
やにむつに戻れるんなら何にも心配ないのでござい
まして、実際は新定係港をつくるという約束があり
ますから、話し合いがつかないうちに戻ることとは
できない。そこで新定係港を探したくないという
ので、従来の約束があるからむつに入れてくれとい
うんじやなくて、新定係港的な立場でもう一回
考えさせてくれと、しかも来年の十月までには間
に合わしたい、こういう姿勢でお願いしているわ
けでございます。

○吉田正雄君 とにかく一番肝心なところの約束
が守られておらないから、私はしつこく聞いてい
るんですよ。だから、十月に修理が終わりました
と、終わらすつもりですと、これも私はなほだ心
もとないですよ。また十月十月言つて、いかげ
んな安全軽視の作業が行われて、これまた出て
みたら途端に出力試験と同時に放射線漏れ事故を
起こしたとか、引っくり返るといふこともないん
でしようけれども、船体不安定ですとか、いろん
なことが出てくるということじゃ困るんですけれ
ども、とにかくむつの方じゃ、もうこの四者協
定で来てもらつちや絶対困りますと。片方は十月
で出て行つてもらふことになつてゐるんですから
出てくだいというところで、出たら新定係港が見
つかないからどうされるんですか。それこそこ
れが原子力船のいいところで、燃料は何カ月でも
もちますので、太平洋上見つかるまで遊ぶとい
いますと、これなら話がわかります、見つかるま
で太平洋上遊ぶよさというのならね。ここがち
つともさつぱりしてないから地元じゃ困つてい
るわけでしょう。言えないんですよ、それは、い
かに中川勇猛大臣をもつてしても、そこは断固と
して言えるんですか、どうですかね。

○国務大臣(中川一郎君) それは本当にもう御指
摘のとおり言えないのでございまして、いまのと
ころは十月までに終わらして、十月までの間に新
定係港として大澳にもう一度お願いしたい。何と
か間に合わしたいという、もうぎりぎりのお願
いをいたしております、行くところがないとい
うようなことにならないようにしたいと思つてい
る以外申し上げることはありません。本当にそれ
以外にないんです。

○吉田正雄君 これは審議が始まつたばかりで
からあれですが、いづれまたわが方の理事の方か
ら大所高所に立つたいろいろな提言なんかもなされ
ると思ふんですけれども、むつへ戻ると言つた途
端にあれだけの反対運動が起きてゐるわけ
ですよ。だから、私は何を無理してむつへ戻す必要
があるんだらうと。わが党が提案をしてゐるよう
に、大臣、もうボタン一つかけ違えたから、ええ
最後までそのまゝ行つちやええなんというのじゃな
くて、かけ違えがわかつたら、早くかけ違えのボ
タンを外してもとへ戻すということが一番いいん
でして、そういう点では、いまこの法案のねらい
というの、最後は他の原子力研究機関と統一す
るんではないかということになつておられますし、とに
か船として役に立たぬですよ、はつきり言つて。
これはどつちが正しいかというの、歴史的に事実
が証明していくと思ふんですけれども、絶対大丈夫
と言つたのがもうわずか一四四程度の出力試験
でもつてもはや放射線漏れを起こす。それから当
初の設計でこれならば船の安定からしても大丈夫
ですという設計の上に、また何百トンという物を
上へ積みわけですから、じやいまままでの設計がど
うなつたのか。五百トン積んでも千トン積んでも
同じだなどという、そんなばかな話はないんでし
て、そういう点で当初は千五百トンもよいにな
んという話があつたんだが、そんなんだつたら船
ひっくり返つちやうんじやないかという話で、だ
んだん減つてきつちやうな。装備も軽くなつたよう
なんですけれども、船としてはこれは役に立たぬ
ですよ。だからそれでなくて、私はやはり船と船
というものを切り離して、研究船ということ
まずじっくりと陸上でもつて取り組まれたらどう

かというふうに思ふんです。決してあの船のまま
でいかれたつて、また仮にむつに入つてみたつ
て、港の中で出力試験やろうなんと言つたら、こ
れまた大騒ぎになりますよ。いま新定係港で出力
試験やりますと、こうおっしゃつてゐるんです
が、それはとんでもない話ですよ。この前だつて
太平洋上へ出ていつてやつたわけでしょう。太平
洋上へ出てやつて一四四の出力で放射線漏れ事
故が起きて大騒ぎになつて、そんなものは入つて
もらつちや困りますよということになつたんで
すね。ところが、今度は修理ができた新定係港で
出力試験やりますと言ふんですからね。そんな
聞いたら地元民もおさびしくなりますよ。な
おさら絶対入れられないと、こうなるんですよ。
からこの辺で、私は中川長官だからこそ勇断をも
つて船と船を切り離して、まさに研究船にふさわ
しい、研究船にふさわしい、こういうものに早く
戻した方がいいんじゃないか、こういうふう
に思ふんですけれども、見通しありますか、む
つの皆さんが地元が認めるというふうな。私は、
そういうふうにもしお考えでしたら、これは非常
に甘い観測だらうと思ふますし、それをまた強行
突破するなんということになりまして、やはりタ
カ派長官だなどという話になりかねない。私はタ
カ派とかハト派なんてどうでもいいと思ふんで
は、国の行政を誤つちやならぬと思ふんで言つ
てゐるんですが、長官、ここで本當にじっくりと私
は腹を据えてひとつ再検討されたらどうかと思
ふんですよ。論議の当初からこういうことを言う
ものなんですけれども、結論は私ははつきりして
いると思ふんです。

○国務大臣(中川一郎君) せっかく前向きな誠意
ある御提言、ありがたく拝受いたすものでござ
います、私もそういう意見もありまして、こ
かというふうに思ふんです。決してあの船のまま
でいかれたつて、また仮にむつに入つてみたつ
て、港の中で出力試験やろうなんと言つたら、こ
れまた大騒ぎになりますよ。いま新定係港で出力
試験やりますと、こうおっしゃつてゐるんです
が、それはとんでもない話ですよ。この前だつて
太平洋上へ出ていつてやつたわけでしょう。太平
洋上へ出てやつて一四四の出力で放射線漏れ事
故が起きて大騒ぎになつて、そんなものは入つて
もらつちや困りますよということになつたんで
すね。ところが、今度は修理ができた新定係港で
出力試験やりますと言ふんですからね。そんな
聞いたら地元民もおさびしくなりますよ。な
おさら絶対入れられないと、こうなるんですよ。
からこの辺で、私は中川長官だからこそ勇断をも
つて船と船を切り離して、まさに研究船にふさわ
しい、研究船にふさわしい、こういうものに早く
戻した方がいいんじゃないか、こういうふう
に思ふんですけれども、見通しありますか、む
つの皆さんが地元が認めるというふうな。私は、
そういうふうにもしお考えでしたら、これは非常
に甘い観測だらうと思ふますし、それをまた強行
突破するなんということになりまして、やはりタ
カ派長官だなどという話になりかねない。私はタ
カ派とかハト派なんてどうでもいいと思ふんで
は、国の行政を誤つちやならぬと思ふんで言つ
てゐるんですが、長官、ここで本當にじっくりと私
は腹を据えてひとつ再検討されたらどうかと思
ふんですよ。論議の当初からこういうことを言う
ものなんですけれども、結論は私ははつきりして
いると思ふんです。

で切り離してというふうなことができないかと検
討したんでありますが、現在の船舶用炉といひま
すか実験炉を陸上に上げて切り離してやるというこ
とは技術的に不可能である。やるとすれば新たな
ものをまた別の角度でやるということになりまし
ようから、それはそれとして今度は研究開発でそ
ういったことも解いていきますが、せつかく先ほ
ども話つたように二百八十数億円をかけまし
て、こゝまで来た「むつ」でございますから、
「むつ」の使命である航海実験、そのデータだけ
は取れるようにしたい。若干ボタンのかけ違ひで
非常に苦労いたしております。四者協定も守れな
い、五者協定についてもいろいろと御批判をいた
だいておりますけれども、もう少し時間をかけて
いただいて、ぎりぎりひとつ安全性の問題ある
いはあそこ養殖漁業、こういった差し迫つた生活
権のかかつた問題もあります。こういったことは
よく理解できますので、それらを含めて何とか
「むつ」が「むつ」としての使命を果たせるよう
に、もう少し努力をさせていただきますと思ひま
すので、御理解をいただきたいと思います。

○堀出啓典君 まず最初に、原子力商船の実用化
の動きというものが顕在化に至つていない、こ
ういう現状について政府としてはどのように認識を
しておるかお尋ねいたします。

○政府委員(石渡廣雄君) 先生御指摘のように、
現在原子力商船につきましては実用化の動きは顕
在化してありません。私も従来からいろいろな
予測がされておりました、たとえば昭和三十六年
当時、まだ事業団ができる直前の話でございます
が、三十六年当時の予測といたしまして、恐らく
一九七〇年代にはわが国の海運界においても原子
力船がその船舶に加えられるのではないかと
いふことが言われていたわけでございます。二十年
前の話でございます。その後、何回かいろいろ予
測がされておりました、わりあい最近までは一九
八〇年代の後半にはということが予測であつたわ
けでございますが、これらを踏まえまして昨

年約一
と、それと自動的にむつに戻るといふことは申し
上げておりません。新定係港に行きたいんだとい
うことを申し上げたわけでございます。

年間を費しまして、原子力委員会におきまして今後の原子力商船の見通しということについて検討したわけでございますが、やはり原子力商船をとって見ますと、現時点におきましては経済性の点で在来船と競合し得ない状態にある。また、最近の世界的な不況をバックといたしました造船、海運業界の不況等のために原子力商船の導入を急ぐ機運が非常に盛んになっているという点で、現在の見通しでは恐らく来世紀の初頭には欧米先進国において原子力商船がある程度出回るような状況になるだろうというふうに、約二十年近いおくれと申しますか、当初からの実用化の見通しが遠のいたという判断をしているわけでござい

ます。理由を端的に申し上げますと、やはり在来船との競争力という点になるかと考えております。○塩出啓典君 この原子力船開発事業団が設立されたのは昭和三十八年、その当時は原油価格も恐らく二ドル前後で非常に安定しておった時代だと思ひます。それが昭和四十八年の油ショックあるいはまた第二次石油ショック等を通して、恐らく昭和三十八年当時われわれが予想しておった以上に油の価格というものが高騰してきておるわけですね。そういう点で考えれば、昭和三十八年あるいは四十年当時の予測よりも、もっと早く原子力商船の実用化の時代が来なければならぬように私は思ふんですけれども、しかしいまお話しのように、非常に経済的な点で在来の商船に競合できない。

○政府委員(石渡廣雄君) 非常に重要なポイントだと考えるわけでございます。理由は幾つかございまいしょうが、第一の理由といたしましては、先生御指摘のように、原子力船のコストが思うように下がりませんという点が第一かと考えます。それから第二は、安定した油の供給ということに支えられて原子力船が最も得意とするであろう大型船舶の逆に建造あるいはタービンの技術が非常に向上して競争力がより強化されたということになるかと思ひます。

その二つが主な理由になるかと存じますが、確かに油の価格につきましては、非常に最近高騰しているわけでございます。先ほども申し上げました原子力委員会におきまして検討におきまして、昨年の八月当時船用燃料油の価格がトン当たり三万五千円であったわけでございまして、その時点での予測といたしまして、現在三万七千円程度まで値上がりしているわけでございまして。そういう意味では、船用の燃料油の価格がそれほど上がっていないという事実があるわけでござい

ます。逆にほかの物価等も上がっておりますので、相対的にはむしろ若干値下がりしているというような状況に船用燃料油につきまして特殊な事情があるわけでございまして。そういうことで、競争力が思ったより出てきていないというのが実態であると考えております。恐らくこの油の価格が現在の三倍以上にならぬと十分な競争力が出てこないんじゃないかというのが、昨年八月時点での分析でございまして、そういう時点が現在の中長期的な原油の需給を考えると、今世紀末あるいは来世紀ということになるのではないかと、現在の時点における予測の根拠となっているわけでござい

ます。○塩出啓典君 昭和三十八年ごろあるいは昭和四十二年に、原子力開発利用長期計画というものを科学技術庁の原子力局が出しているわけでありまして、これはたしか昭和四十二年だったと思うんですが、これは昭和四十二年一月発行ですね、これでも十年後には想定した原子力開発が実現すれば、三十ノットの高速コンテナ船及び五十万トンの巨大輸送船において十分競合し得ると考えられると。確かに油はのときに比べれば、船用油はむしろ原油の価格にそのままだ比例するわけではな

いでしょうけれども、恐らく十倍、二十倍と上がってきておるわけで、それでさらに経済性において競合しないために実用化が遅れてきた。そうなりますと、またこれから油が三倍なり五倍になればこうなるんだといつても、今度は一方では建造のコストも高くなってくる。そうすると、果たして原子力商船というものが競合できる時代が来るのかと、そういうようなやはり見通しというものはどうなんですか。ただ私はいま局長が言われたように、油の価格が一・五倍になれば七万馬力、三倍になれば三万馬力で競合できるような報告は読んだんですけれども、昭和四十三年のころにはいろいろな点から詳しく検討して、船の建造費がどうなる、原子力船の建造費がどうなる、いろいろな条件を踏まえてかなりやはり細かく将来の見通しを立てているわけなんですけれども、今回の科学技術庁等からいただいている資料では、そういう点の本当に十分な予測をやっているのかどうか。「むつ」がここまでは来たからやらざるを得ないというようなことは、これはまさにむだ遣いにむだ遣いを重ねていくことになりまして、そのあたりの慎重な将来を見通しての考え方というものかどうか。

○参考人(宮本昌昭君) この原子力船の将来の見通しでございまして、やはり原子力船と申しますのは、一つにはやはりエネルギー問題という点で、現在やはり石油の将来というものが非常に不安になってきておるような状況の中での片一方にございまして。またそういう状況の中でやはり海運界の石油の消費量というものが、わが国だけで考えてみますと、海運界が約全体の一〇〇程度の油を使つておる。またさらに将来を見ますと、やはり原子力船と申しますのは、何といいましてもやはり大型あるいは高速の船というものは限られてまいりますので、やはりそれ以外の中小型からさらに漁船等につきましては石油関係の燃料、石炭もございまして、やはり何と申しましても石油関係の燃料がどうしても必要になっ

てくるだろうと思ひます。それらの燃料の確保という面から考えますと、やはり原子力船というのが代替エネルギーとして将来必ず海運界の中で登場してくることは否めないのではなからうかと思ひます。

また一方、最近確かに原子力船の将来といひますのは、各国の動きから見ましてなかなか明るいものではございせんけれども、その一つとしては、やはり世界全体の経済の問題、経済活動の問題等から海運活動というものが、非常にオイルショック以来低下してきておるということが、やはり一つの大きな要因になっているのではなからうかと思ひます。当時やはりドイツ等におきましても、大型の八万馬力のコンテナ船等を原子力船として具体化しようという点で、もう建造一歩手前までできておったわけでございまして、オイルショック、また海運界が不況というところからこれらの計画も現在ペンディングに一応なつておるというような段階でございまして、いま各国、現在までに原子力船というものをあきらめておるわけでございせんので、やはり現在でもなおかつ原子力商船としての設計、あるいは船用炉についての研究等は現在でも続けておるというようなことでございまして、私もいたしまして、また特に日本のように海運がやはりわれわれの生命線であるというようにことから見ましても、また原子力船の特徴は、やはり高出力、また高速力というだけではないに、原子力船の特徴としては燃料が非常に長い間使える。現在の在来船でござい

ますと、一航海ごとに油を補給しなければならぬ。この前のオイルショックのときも、外洋船が外国の港でパンカーオイルが取れないために立ち往生したというようにもございまして、そういう事態に対処する程度必要な海運力の確保はできるといふような点につきましても、各国とも一応注目しておるところでございまして、必ずや原子力船の将来というものは、世界の経済活動が活

てくるだろうと思ひます。それらの燃料の確保という面から考えますと、やはり原子力船というのが代替エネルギーとして将来必ず海運界の中で登場してくることは否めないのではなからうかと思ひます。

発になる、また石油の事情が悪くなるということ
で、またその時点で原子力船の台頭というのは必
ず来るのではなからうかと、こういうぐあいに思
います。

○塩出啓典君 いまかなり陸上軽水炉の実績も積
んできているわけですから、ばくはある程度、原
子力商船の将来の経済性については、十年前に比
べればはるかにデータはそろっていると思うんで
すね。そういう点で、この原子力委員会の研究開
発計画ワーキンググループでは原子力商船の将来
性については検討したと、そういう報告はあるん
ですけれど、ここにも書いてあるんですけれど、
どの程度、どういう条件のもとで検討した結果得
来はこうなんだと、そういうものを資料として御
提出をいただきたいと思うんですが、その点はど
うでしょうか。

○政府委員(石渡廣雄君) 早速提出させていた
きます。

○塩出啓典君 米國とか、あるいはソ連、英國、
フランス等においては約三百隻の潜水艦が動いて
おる。そういう意味で、この原子力船研究開発専
門部会の昨年十二月二十日のレポートによりまし
と、大体、軍事目的の原子力船はすでに実用の域
に達していると言えよう、こういうことが書いて
あるわけでありまして、軍事的な潜水艦につい
ては実用化の域にある、このように判断できるわ
けですか。

○政府委員(石渡廣雄君) 原子力潜水艦につま
しては詳細は承知しておりませんが、米、ソ、
英、仏さらに中国において約三百隻近くが就航し
ているというふうには聞いております。で、三百
隻という大量の潜水艦が動き回っているというこ
とでございまして、軍事目的の原子力潜水艦は
いわゆる実用の域に達していると言っているとい
はないかと考えます。

○塩出啓典君 じゃあ、いま世界の潜水艦は大
体、原子力潜水艦がだんだんふえてきていると、
そういう方向にあるんですか。

○政府委員(石渡廣雄君) 原子力によらない潜水
艦がどのくらい動いているのか私承知しており
ませんが、三百隻という一方の数字をながめま
すと、それ以外の潜水艦がそう多くあると思え
ませんので、まさに実用化ということと言え
ると思いますが、いわゆる一般化という言葉が当
てはまるかどうか、ちょっと判断いたしかねるわ
けでございます。

○塩出啓典君 だから、やっぱり軍事目的の場合
は経済性ということよりもっとほかの要素がよ
り強く働くわけで、そういう意味で三百隻ふえ
たから実用化の域に達していると言いは
り詳しい資料もデータもつかまないと、ただ三
百隻ふえたから実用化の域に達していると言
い得ようと、そういう結論は、ちょっとよくは科
学技術庁らしくない結論じゃないか、という
感じがするんですけれども、その点どうなん
ですか。

○政府委員(石渡廣雄君) 恐らくこの報告書のそ
の部分につきましては、先生御指摘のように原
子力潜水艦の実態を十分把握したとは思えませ
んし、そういう意味ではやや想像で書いたとい
う感じが私個人としてはいたしますので、この
点十分今後注意をいたしたいと存じます。

○塩出啓典君 アメリカはサバンナ、それから西
ドイツはオット・ハーン、もちろんソ連にお
いては種水船等がこれまで実用で動いてい
るわけですが、サバンナ、オット・ハーンは
すでに航行を終えていま動いてはいないとい
う試験運航の詳細なデータ、そういうものは
国には来ているのかどうか、その点どの程度
来ているんでしょうか。

○参考人(倉本昌昭君) サバンナ、オット・ハ
ーンにつきましては、過去におきまして原子力
船についての国際会議あるいは国際シンポジ
ウム等が

何回か行われておりまして、そういったところ
には相当のいろいろな成果あるいは経験に
関連した論文等が発表されております。また、
これらの会議以外におきましても、それぞ
れ原子力関係のシンポジウム等にも、これ
らのサバンナ、オット・ハーン関係のい
ろんな研究成果等も一応発表をされてお
ります。これらにつきましては、私どもの方
もその大半は聞いておりますが、ほとん
どと入手して勉強をいたしておるわけ
でございます。また、特に最近でございま
すか、サバンナは大分前にもう係船をいた
しましたけれども、オット・ハーンにつ
きましては昨年まで運航をいたして
おりました。その過程におきましてオ
ット・ハーンにおきまして燃料交換、あ
るいは定期検査、また運航等の際に私
どもの職員を、先方と話をいたしまし
て、実際に現地に派遣し、また、ある
いは乗船するというようなことで先方
との協力関係も非常に緊密にいたして
おるわけでございます。ただ「むつ」が
こういうような状況になっておりま
して、やはりこういう研究開発はギブ・
アンド・テイクと申しますか、やはり
こちらからある程度のものは出ていか
ないと、向こうからは肝心なところは
入ってこないというような点もござ
いますので、そういったところまでは
まだ踏み込んだ細かいノーハウ的な
ものを入手するという段階には至って
おりませんけれども、私どもの将来計
画等につきましては、また今度の進
蔵改修等におきまして、ドイツあたり
とは非常に緊密な連携をとりながら
先方のコメントをもらったり、いろ
んな情報を入手したりいたして、「む
つ」の方にも反映をさせたりしてお
るような状況でございます。

○塩出啓典君 非常に時間もおそいので、ひと
つ御答弁も簡潔にお願いしたいと思
います。それで、米國、西ドイツとも
にわが国とは非常に友好関係の深い
国ですが、こういうサバンナ、オット・
ハーンのいろいろなデータを日本に
いただくための特別な協力関係は結
んでいるのかどうか、その点はどう
なんでしょうか。

○参考人(倉本昌昭君) 特に事業団として両者と
協定を結ぶとかいうような段階に
までは至っておりませんけれども、個
々のいろいろな問題が出たとき、あ
るいは必要なデータ等については
これらを入手するというようなこと
もいろいろやっております。また一
方、民間企業におきましては、現在
何社かの方々がいまフランスある
いはドイツ等と技術提携等をして
おられまして、先方の情報の入
手等も図っておられます。こちら
の方からいいますと、契約に
触れない範囲内においては、私
どもも情報を得ておるという
ような形で、情報の入手を
図っております。

○塩出啓典君 それで米國、西ドイツともに次の
原子力商船の設計を始めておる、あるいはフラン
スも原子力潜水艦の経験をもとに、次の原子力
商船の設計を始めておるよう
に原子力船研究開発専門部
会の報告は書いておるわけ
ですが、それはどの程度具
体化しているのか。たださ
ういううわさだけなのか、
実際に原子力商船をつくる
スケジュールがあるのかど
うか、その点どうなん
でしょう。

○政府委員(石渡廣雄君) 私、すべてを知って
いるわけではございませんが、たまたまこの春に、
フランスの研究所を訪れまして船用原子力
の研究施設を実際に見てまいったわけ
でございます。フランスではテクニカ
トムという会社、政府の金が相当入
った会社でございますけれども、ここ
でCASと言っておりますが、CASの
設計とそれからその原型炉を陸上
でございまして、それからその模
型をわれわれに説明してくれ
たわけでございます。それで現
在この船用炉をカナダに
売り込み中だということ
を説明されまして、現
実にやっておりますのだ
というのを確認した次第
でございます。私の一例
しか存じませんが、と
りあえず御報告さ
していただきます。

○参考人(倉本昌昭君) ただいまフランスの方
のお話でございましたが、フランスはた
だいまのCASタイプの炉を一
応百五十メガワット、二百五

十メガワット、三百五十メガワットという形でシリーズでの炉の開発研究、またこれを載せるためのタンカー等についての設計研究等も進めておると思います。

それから、またドイツの方は先ほどちょっと申し上げましたが、オット・ハーンに次いで八万馬力の鉱石運搬船につきました、これはもう設計を全部終わりました、安全審査も一応終わって注文があればすぐもう着工できるというところまで開発が進んでおる。さらにそれに引き続いて二十四万馬力ですが、二十四万馬力のものについても炉の設計研究等を実際に着手をいたしておるというように段階でございいます。

アメリカの方は、これはサバナの炉をつくりましたB&W社におきまして、ここが中心になって、これもアメリカの海軍局が予算をとり、その関係で炉の開発、船用炉の開発研究をやり、その炉につきましたもう船に載せられる標準型の炉の設計を実際に進めております。これも安全審査について議論が終わった段階でございいます。したがって、注文があればすぐ着工できる状態にいまこれらの国はなっておりますというようにございいます。

○堀出啓典君 わが国の造船業界として原子力商船に対しては現時点においてはどのような考え方を持っているのか、またどのように取り組んでおるのか伺っております。

○説明員(新藤卓治君) お答え申し上げます。

先生御案内のように、わが国の造船業は石油危機以降の世界的な船腹過剰による極端な需要の減少によりまして長期かつ深刻な不況に見舞われております。その経営状況は依然としてなお厳しいものがあるわけでございいます。一方、先ほど来お話しでございますように、外国での原子力船の実験航海が一段落いたしました。その実用化を図るためにはなお原子力第一船の建造運航に加えて、経済的な船用原子炉の研究開発が必要になるとが明らかになってきておりまして、造船業界に

おきます実用化の見通しもいつかのような楽観的なものではないということを承知しております。しかし、船舶の推進には一〇〇%現在石油が使われておるわけでございまして、長期的に見まして石油事情が悪化しておること及びわが国の造船業が将来にわたって国際競争力を維持強化していくことの観点から、原子力船につきましたも早い時期に先進諸国との技術格差を克服し、その技術基盤を確立しておく必要があるということにつきましては、造船業界としても従来と同じように十分認識しておると私も理解しておるところでございいます。

○堀出啓典君 長官にお伺いしたいんですけれども、私たちが確かにいま運輸省の方からもお話がありましたように、原子力船、原子力商船というものがあるという方向にいくであろうと、そういうことは理解もできるし、そういう研究もやっぱり進めていかなければいけないということは一一般論としてはわかるわけですが、本当にわが国として力の入れ方ですね、日本の国は造船王國というか、世界の造船量の五割以上も日本の国がつくった時代もあったわけでありまして、そういう点から言えばアメリカがどうであろうともフランスがどうであろうとも西ドイツがどうであろうとも、やっぱりやっつけていかなければならないものであるかもしれないし、そういう点がいまの科学技術庁の政策で果たしていいのかどうかという、そういう点に私は非常に疑問があるわけであります。だからそういう意味では、もうちょっと世界の情勢とかあるいはまた実際原子力船がやっぱり運航していくということになると、寄港する港が果たして受け入れてくれるかどうかという、こういうような社会的な情勢もあるわけですね。そういう意味でもっと本格的に原子力船というものについて取り組まなければいけないのじゃないか。取り組みということとは、やっぱり政府としても原子力商船をどうするかということについて、もっと真剣に取り組むべきじゃないかと、何となく

いまの科学技術庁の姿勢というのは「むつ」ができちゃったと、もうすでに佐世保にあるからこれをどうするかという、そういう目先のことだけに追われて、もっとそういう原子力船がどうなるか、どうしていくのかという、そういう点のやっぱり説得力のある取り組みがない。だから国民の皆さんに対するPRにおいてもそういう点が非常に欠けておるのじゃないかと、私はそういう気がするんですけれども、そういう意味で、私はもつと原子力船をどうするかという問題について、目先のことでなしに、もっと長期的な展望に立って政府としても取り組んでいかなければいけないのじゃないかと、そのことを強く要望したいんですけれども、その点どうでしょうか。

○政府委員(石渡廣雄君) まず、世界的に原子力船を受け入れるのかどうかという点につきましてお答え申し上げますが、現実にはサバナ号は海外の二十六カ国、この場合香港が一つの国として勘定されておりますが、二十六の国、四十五の港を訪問しております。また、オット・ハーンにつきましても二十二カ国、三十三の港を訪問しているわけでございます。もちろんまだ世界的な協定といったものは成立していないわけでございますが、現実にはこれだけの国が受け入れておるというところは、それなりの受け入れについての基盤があるんだというふうに判断していいかと思うわけでございいます。

それから第二点、現実の問題があることは事実でございますが、これは避けて通ることができないと考えておりますが、長期的な観点に立つてもつと腰を入れて真剣に考えた上で動くべきであるという御意見につきましては、私も全くそのように考えているわけでございいます。

○国務大臣(中川一郎君) 石油情勢、今後どうなっていくか、いろいろ推測のあるところではあります。が、厳しくなっていくことだけはもう間違いない事実でございます。

そこで、一般的には二十一世紀に入ったら原子力船が商業船として使われるだろうという見通し

が一方にあります。こういったことに対処して備えておかなければならないということも十分理解をいただきたいところでありますし、もう一つは「むつ」がいまいろいろと御批判をいただいているのは、やはり安全性の問題について事故——私は事故と思いません、試験船で故障を起こしたと。あの故障も試験船の段階であつたからこそあつたんであつて、これが実用船にあつたところとが違ってはならないということのためにやるのが実験船でございまして、実験の過程であつたことになったということとは、商業船で事故を起こしたに比べれば幸いであり、あるいは実験船の目的が——目的といいますか、実験船としての一つの効果であつたという評価もして差し支えない。いずれにしても、原子力を平和利用しなきゃならないという時代に、しかもわが国では発電については世界では相当有数のところまで来ておるわけでございいます。そういうときに、海洋国であり造船国であり、また海運国である日本が、原子力船について実験も不成功に終わったというふうなことは、世界に対しては非常に恥づかしいと言つたら表現はおかしいんですが、情けないことであるとして、技術立国をもつてなす日本、海運国の日本、あるいは船舶国としての日本としては、やはりこれを成功させておきたいと、こういうことは国民の理解を得られるものと思ひます。ただ、実験段階であつた事故があつておくれたことは本心に遺憾ではあります。が、それだけにさらに一層安全性については徹底した総点検を行う等、さすがはという成果を残しておくことが、これからの世界情勢に対処するあり方だと、こう思ひまして、いろいろ御非難はありますが、そしてまた苦勞も多いことではあります。が、ぜひとも安全性についてしっかりしたものに、母港の決定等、国民の理解をいただきまして、「むつ」は「むつ」としての成功をさしたいと、こういう姿勢で取り組んでまいりたいと思ひます。どうかいろいろの意見はありますけれども、科学技術立国日本がこれが成功できないというこ

とは本心に情けないこととごまかすので、ただ従来の行きがかりというだけではなくて、やはり先々のことを考え、また世界における日本の立場も考えてしっかり取り組んで今度こそは成功したいと、こう思っております。

○塩田啓典君 原子力船の将来の計画というのは、いまいつまでの計画があるんですか、長期計画みたいのはありますか。

○政府委員(石渡廣雄君) 計画という名にまでまだ育ち上がっていないわけですが、一応今後十五年ぐらいの間に研究開発の進め方というものが、先ほど来御報告申し上げております原子力委員会での専門部会で検討され、まとめられております。私どもはそれを下敷きにいたしまして、一応十五年ぐらいの期間をにらんで、当面五年ぐらいはこんなふうに行っているというスケジュールを持っていくわけにございます。

○塩田啓典君 まあ、いま長官が技術立国日本として成功させなければこれは非常に恥だし、その気持ちには私はわかるんですが、確かに、しかし、やっぱり使うのは全部税金ですから、確かにいま佐世保で「むつ」はいろいろ改修をしてき上ったと、けれども、じゃ母港が決定しなければ、やっぱこれはむだ遣いになっちゃう。また、じゃ母港、定係港が日本でもできても、いま廃棄物の問題がいろいろ各地で問題になっておるわけでありまして、そういう試験運航ができて、さらにその次においてどういう問題があるのか、さらには世界各国、当然原子力商船というものは大型で高速艇によりメ리트があることを考えれば、当然これは国内船ではなしに外航船、外国へ行く

なくちゃならない。そういうような点にもいろいろ問題があると思うんですね。私はやっぱりいまここで「むつ」だけを改修し、あるいは定係港だけ決めても、果たしてそのほかのもっと大きな問題についても、同時にやはりアタックしていかなければいけないんじゃないかと、そういうやっぱり将来を考えて、いろいろいま国民の皆さんの中に反対あるけれども、必ずこれは科学技術庁な

り原子力船事業団なり政府の努力で、当然こういう方向に解決していかれるんだという、そういう確信の上に立つて進めていかねばいけないんじゃないかと思うんですね。私たちが科学技術庁からいろいろ説明を受ける、そういう中においてはそういう点の果たして確信があるかどうか、そういう意味でのやはり長期計画というものを本心に練って、それでどういうやうな問題があるけれども、これはこうやって解決できるんだと、だから進めていかなきゃならないんだという、こういうものが私どもも欲しいなと思うんですが、その点はどうなんですかね。

○国務大臣(中川一郎君) 「むつ」については航海実験をして「むつ」なりの実験成績データ、貴重なデータを得て、次の段階は経済性というものにウエートを置いた研究開発を進めて、やがては商業船として成功せしめると、こういう長期的な考え方、やり方についてはいろいろ専門家にこれから御検討いただきますし、この法案を通していただきますと、さらに研究開発についてもゆっくら腰を据えてやる体制ができるわけでありまして。そういうことで成功しめ、また世界じゅうに行って寄港できるかという御懸念も理解できますけれども、私はサバンナあるいはオット・ハーレー等の動き、あるいは原子力潜水艦等世界じゅうを回って、日本ではいろいろ原子力船については寄港させないとかいろいろな問題もありまして、日本でも実験段階でちょっとした成果をおさめて成功すれば、世界じゅうを回るに当たってそれほど心配されるような寄港反対というやうなものはないのではないかと、こう思っております。

そういうことで、いま一番むずかしいのは「むつ」の処理の問題、このむずかしい山を越えるならば、先々は必ず成功するものだ、国際的な理解も得られるものだ、こう思っていて、とりあえずは先ほど答弁した今度の「むつ」の成功ということが、原子力船を実用化するまでの大きな一つの山場である、ひとつ何かこのむずかしい山を乗

り越えて、先々はひとつ洋々とした試験研究、実用船への着工といえますか、実用化するよう努力をして、国民の皆さんの期待にこたえたい。私は、まあ反対されておる人もおりますが、「むつ」に対する国民の期待の大きいこともあるのではないかと、私はそう思っていて、いまの段階法案を通していただき、「むつ」の問題を処理していくことが国民の大方の願ひである、こういう自信を持ってこの問題に対処しておるわけにございます。

○塩田啓典君 いろいろ困難もありますし、何もかも順調にはいかないと思うんですが、私は日本の将来を考えると、原子力商船の取り組みは非常に大事だと思っております。この選択を誤ってはいけません。そういう意味では、われわれも野党ではありませんけれども、納得できれば協力できるわけですから、そういう点はひとつ科学技術庁長官も、各野党に本心にそういう長期的なビジョンを持って説得をして、国会に来ていらっしゃる人は皆常識ある人たちがばかりですから、そういう人たちは納得できないようでは、これは地元へ行っても話にならぬわけですし、そしてやはり国会が党派を挙げて母港の選定に当たっても力を合わせるように、そこまでやっぱひとつ、先ほどのような資料等もどんどん出していただいて、表も裏もなしに本心にみんながコンセンサスを持って一つの方向に前進できるように、私は科学技術庁ももともと本気で取り組んでもらいたい、こういうことを強く要望するわけであり

ます。それから次に、この法案は「むつ」の開発がある段階に達するときに、日本原子力船開発事業団は科学技術庁に属する他の機関に合併するとありますが、「むつ」の開発がある段階に達するまでというのはいくつ段階なんですか。

○政府委員(石渡廣雄君) 先生の御指摘は、原子力委員会の昨年末の「日本原子力船開発事業団の統廃合問題について」という決定の中で述べられております「むつ」の開発がある段階に達するまでの間は、事業団は責任ある独立機関として

「むつ」の開発を推進すべきである」という指摘を行ったことを指しておられるものと考えます。この「ある段階」と申しますのは、具体的に現存「むつ」の修理あるいは給点検、さらには定係港の問題等「むつ」にかかわります研究開発自体以外の問題が非常にウエートが高くなっているわけにございます。大きな問題となっているわけにございますので、これらの諸問題が解決いたしまして、「むつ」を実験船として運航することによりまして、諸データの蓄積あるいは経験の蓄積が可能となっているような状態ということを「ある段階」という表現をしたものでございます。

○塩田啓典君 そうしますとこの法律は、今回原子力船開発事業団を一部研究の要素を入れて改組をし、そして昭和五十九年末でございまして、未だに統合すると。もし—こういうことは余り考えたくはありませんけれども、定係港も決まらず、佐世保の修理はできたけれども、ある段階に至る実験航海等ができなかった場合は、これはどうなんですか。また法律を延ばして合併は先に行くのか、あるいはどうあると他の原子力機関との統合はこの期限内に行うのか、そのあたりどうなんですか。

○政府委員(石渡廣雄君) 仮定の問題でございまして非常に答えにくいわけにございますが、まず第一に申し上げるべきことは、昭和五十九年度末まではたゞ御説明申し上げました「ある段階」—どうしてもそういう状態にすべきである、まだしなければならぬというところでございまして。それから、仮の話でございまして「ある段階」に達し得なかったような事態ということを私どもも想像したくないわけにございますが、そういう事態におきましては、恐らく今後法案をお認め願いました後は「むつ」の開発に絡みます仕事と、それから次の時代の経済性を重視した新しい船用炉の開発と、二本立てで研究開発事業団の運営が進められていくと考えておりますが、その新しい炉の開発ということにウエートが非常に高くなっていくという姿が想像されるわけに

ございます。そして、そういう察のもとで統合ということが進められるというふうに考えているわけでございます。

○壇出啓典君 私は、いままで「むつ」行政においては、いろいろな約束をしたことが、あるいは計画したことがすべて予定どおりいかなくて、あちこちでうそをついて、まあうそをついたつもりじゃなかったんでしようけれども、結果的にはそういうことを繰り返してきておるわけで、科学技術という最も科学的なそういう庁のやることにしては、余りにもイメージを崩すことになっちゃいますので、そういう意味で私は、できないことは決めない、決めたことは必ずやると、こういうようにやはり今後やってもらいたいと思うんですよ。そういう意味で統合すべき他の原子力機関というのはいつ決めるのか。また、統合といってもすぐ簡単にあししたいきますよというわけにもいかぬ。人間の結婚においても、いろいろ見合いをし、長い期間をかけてやはり結婚式に至るわけでありますから、ましてやこういう一つの大きな組織体が統合するということには、長期的な計画でいろいろ調整もしていかなければいけないと思うんですが、そういう統合へのスケジュールはもう考えているのかどうか。

○政府委員(石渡廣雄君)　ただいま法案の御審議をお願いしている段階でございますので、その先のことということは具体的に検討しておりませんが、内々いろいろ考へてはいるわけでございます。たとえば先生御指摘のように、統合ということでございますから、その業務がなじまなければならぬということ、それから人の異動ということを当然考へなければいけないということが、非常に時間をかけて進めなければならぬ事項かと考へるわけでございます。そういう意味では、どんなに遅くても三年程度の期間をかけて統合というものを考へるべきであろうということの内々思っているわけでございますが、そういうことにつきましてはこの法案が成立した段階で早急に検討に入りまして、間際になってばたばたするということ

ようなことは絶対にすべきでないと、このように考えているわけでございます。

○壇出啓典君 私が心配するのは、この国会でこの法律が通ると、将来原子力船開発事業団は統合するということを国会が決めたわけですけれど、も、實際統合しようと思つていろいろ検討してみても、なかなか統合はできない、いろいろ問題があると、そういうことではこれはわれわれ国会としても責任を問われると思うんですよ。そういうできないようなものを適当に原子力船事業団の行き場がないからこうやっただと、そういうようなことになったんでは私は非常にいけないんじゃないかと思うんで、そういう点を心配するわけです。そういう意味では、他の原子力機関が動燃であるのが日本原子力研究所、それは私は聞いませんけれども、必ず統合できると、それは自信はあります。

○政府委員(石渡廣雄君) いろいろその事態に現実にかんがみますと問題は出てくるとは思いますが、自信というとおかしな表現になりますけれども、基本的にはむしろその方がいいんだという判断でこの統合の問題を決定していただいたわけでございますので、必ずできるしやらなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○増出啓典君 実はこの原子力船開発事業団にもっと研究的な要素を入れて、そして恒久化すべきであると、これを私もかつてこの委員会でも主張したわけであります、それはやはり現在のような時限立法、何年か先にはもう事業団解散する、という、こういう職場では研究者の皆さんが本当に熱が入らないじゃないかと、安心して没頭できるように恒久化をすべきではないか。

それともう一つは、やはり原子力船開発事業団という開発よりも、いまの段階はもっと研究的な要素を入れてやるべきじゃないか。そういう意味でこの委員会においても私は主張したわけでありますが、どうも今回の開発事業団の統合というのは、行政改革の一環としてやられているような感じがしてならぬ。私いただいた資料の中にも行政

改革の一環としてやるということがついているわけですけどね、その点はどうだろうか。

○政府委員(石渡藤雄君) 原子力船開発事業団のあり方につきましては、第八十二国会でのいろいろな御討議の折にも、特に公明党のお考えといたしまして、今後のわが国における船用炉の研究開発は、現時的な現在の原船事業団でなく、人材が定着化し落ちついて研究活動が行えるような組織で進められるべきであるという強い御指摘があったことは、私どもも心に銘記しているところでございます。このような考え方は大山委員会でもすでに指摘されておりましたし、私どももいたしましてもできることならばこの原船事業団の現時的な性格をとりまして、恒久的な機関にしたいものものですが、御指摘の現下の行財政をめぐる厳しい環境の中で、行政の簡素化という趣旨を踏まえ

して、当面のところは事業団を責任ある独立機関として、「むつ」にかかわる諸問題の解決に当たらせませんが、落ちついて研究開発活動が行えるような環境を何とか備えまして、その時点で将来は恒久的な他の原子力関係機関と統合するというところによって、実質的に長期にわたって一貫した体制で研究開発に取り組んでいけるという方法をとる

らざるを得なかったというのが実態でございます。そういう意味で統合という一つのプロセスは経るものの、何とか安定した形で人材が定着化し、また落ちついた雰囲気での長期的な研究開発に取り組むという実態は、何とか確保したいというのが今回お願いしている法案の内容でございますので、何分その点につきましては御理解を賜るようお願い申し上げます。

○**増出啓典君**　じや最後に長官にお願いしたいことは、ひとつ行政改革も必要であり、むだなところは省いていかなければいけないと思いますが、やっぱり原子力船の研究は大事な研究でございますので、そういう研究者が安心して研究できるようにそういう体制をつくってもらいたい。

それともう一つは、いまちやうど長官席外して

いるときに言ったわけですけれども、この法律が通ってそうして何年か先には統合するわけですけれども、そのときになっていろいろ問題があつて統合できない、そういうようなことになつたんで、はわれわれもこれは責任はあるわけでありますして、そういうことのないようにひとつ早くケスジュールを立てて、そういう方向にひとつ努力してもらいたい、この二点を要望しておきます。

○國務大臣(中川一郎君) 公明党の皆さん、特に当委員会でも御意見がありましたように、原子力船の研究はやっぱり恒久的なものにしないと定着した、しかも優秀な人間が落ちついて仕事ができないという点は、本当に御同感でございまして、その点を満足させなきゃならないこと。それから行政機構改革ということもありますが、これにも沿わなきゃなりません、もう一つはやはり研究機関としては他の機関と一緒にすることによってのまた意義も大きいわけでございます。そういう三つの落ちついた研究、合理化、そして他の専門家との横のつながりを持たせる意義を持つわけでありますから、ぜひとも昭和六十年の三月三十一日には恒久的な試験研究ができる他の機関との合併、統合、こういうことをぜひともやっていきたい。せっかく今回の法案について前向きに御議論いただきましたので、ぜひとも約束どおり、法案の提案の趣旨のとおりやっていくようにいたします。という約束をいたす次第でございます。

○佐藤昭夫君 今回の法改正の第一に、事業団の業務について原子力船開発に加えて、これに必要な研究を行うことをつけ加えた、この問題についてまずお尋ねをいたしますが、昭和五十四年十二月二十日の原子力船研究開発専門部会報告書、その第三章で「原子力船研究開発の課題」として、今後の研究開発についての方向性、二つの柱と三つの課題といいますが、一つは「原子力商船実用化をめざした研究開発の推進」、もう一つの柱は「基礎的・先導的研究の実施」、第一の柱のさらに内容として「むつ」開発の推進、「改良船用炉格納プラント等に関する研究開発の推進」、「安全規制

研究」というこの三つの課題を打ち出しているわけでありすが、これ当然この専門部会報告を受けて、原子力委員会としてもこの方向での研究開発を進めていくと、法案に言っている必要な研究の中心がこれだというふうに理解をしてよろしいですね。

○政府委員(石渡廣雄君) そのような御理解で結構でございます。

○佐藤昭夫君 そこで、この原船事業団について例の大山委員会以来指摘をされているように、今日までプロパーの研究者、職員が非常に少ない。技術の蓄積に問題が多々あったということが確認をされているわけでありすが、今回の法改正で研究を新たに仕事につけ加えて今後やっていくんだというんですが、果たして本当に研究が十分やれる体制にあるのか、私は不安に思うわけでありすが、それとも、そうした点で、たとえばこの事業団の職員構成といひますか、研究者、技術者それから事務系職員、大別してこの三つぐらいに分けてこれどういふふうになるんです。現状はどういうふうに変わるんです。

○政府委員(石渡廣雄君) お答え申し上げます。

現在の原船事業団の人員構成でございますが、まず実員で百二十七名でございます。うち技術系職員四十四名、それから船員三十二名、その他、その他と申しますと事務あるいは事務系の技術者といふことでございます。五十一人という構成になっております。それで、それぞれ出向者の比率をとってみますと、技術系職員については七五%、船員につきましては一〇〇%、その他事務系五%、こういうことでございまして、百二十七名中九十一名が出向者でございます。比率として七二%、こういうことになるわけでございます。そこで、現在そういう意味ではいわゆる研究員といふ分類がされる職員はおりません。

将来この姿をどう変えていくのかということでございますが、まず技術系職員のうち、できるだけ出向職員を今後プロパーの職員にかえてまいりたい、このように思っているわけでございます。

それは現在過剰改修総点検の作業に全員従事しているわけでございますが、これが山が見えてきますと、随時余裕が出てくる分について、その定員については研究員といふことで振りかえてまいりたい、このように考えております。また、恐らく統合の時点では、四十四名のうち相当の部分の方が研究に従事するという姿になると思っております。その時点での出向者の比率もぐんと下がっている姿になると考えます。

次に、できればプロパー、特に若手の職員という意味で新規採用を考えたいわけでございます。これは定員増という話になりますので、非常にむずかしい面もあるかと思いますが、そういう努力もしてまいりたい。

それから三つ目の考え方といひまして、統合ということによりまして、その他五十一名と申しましたが、このうちのどのくらいの率になりますか、いわゆる統合によりまして表面上は合理化ができるという可能性があるわけでございます。そういう面でも余裕が出た分は、研究員の増強ということでも振りかえていきたいものだ、このように考えております。

それで、希望といひましては、統合時点ではいわゆる新しい研究、船用炉の研究開発の第一段階が進んだ状態になりますので、次の段階に入るための研究開発担当のスタッフといひまして、約五十人以上のスタッフを用意できるようにしたいといふのが現在の考え方でございます。

○佐藤昭夫君 いまの説明で幾つか疑問あるんですが、一つは、法改正は直ちにやろうというんです。で、その法改正に基づいて研究の仕事をするにやうな話じゃないかと思うんです。直ちにどういふふうに変えるのかということ、それからいま「むつ」改修やっていると、その目鼻がつけば人員の振替やうなことではないか、これは事業団といふのはそもそも人が余っておったのか。「むつ」開発は続くんでしょう。改修でしま

いじやありませんね。ちょっとそこらの辺説明してください。

○政府委員(石渡廣雄君) 当面、五十六年度につきましては、振替二名、新規要求七名ということで、合計九名をもちまして研究開発室をスタートさせたいと考えております。以下、五十九年度に約五十名ほどを考えると、この姿で増強を考えていくということでございます。

それから、第二点の研究スタッフと申し上げましたが、「むつ」を使つての研究開発も担当するわけでございます。その辺新しい船用炉の研究と、「むつ」を使ひましてのデータあるいは経験の蓄積といふことをあわせて、この研究スタッフが担当していくという姿を考えているわけでございます。

○佐藤昭夫君 当面この法改正が行われたら、次年度については振替と新規合わせて九人の研究体制でいくという、これが属々しく法改正をやっていくという、いよいよスタートの体制だということ、これ法改正の一体名に値するののかという問題を指摘をせざるを得ません。

もう一つ聞きましょう。今回の法案で新しい研究開発の事業団役員、これは法文にも出てきますように、現在の事業団の役員横滑りしていきますね。いままでは「むつ」開発をやってきた、それに研究開発を加えていく、これにふさわしい役員体制となりますか、これで、どうですか。いや、法律の条文に書いてあるのですよ、横滑り。

○参考人(野村一彦君) 私どもが承知しておりますのは、法案にございまして、現在の役員が、法改正をお認めいただきますれば、新しい研究開発事業団の役員に、その任期を何といひますか、従来の任期の範囲内においてなるといふふうに承知いたしております。

○佐藤昭夫君 それは横滑りでしょう。そうして、役員の定数をふやすとも書いてないわけですからね。ということで、この新しい研究の仕事を加えてやうとくんだと、こう言ひながら、実際のトップの役員の体制、言うなら事業団の指導体制、ここは何にも変わらぬ。そして、研究スタッフといふのは出発初年度九人という非常に貧弱な体制だしという、これは全く私は法改正の名に値しない国民を欺くやり方じゃないかというふうに思わざるを得ないのです。

次、研究の中心に即してお尋ねをしましょう。さっき言ひました研究の方向として二つの柱、三つの課題をやっていくというわけですが、その二番目の課題を第一、第二、第三の段階という研究段階、これを順を追ってやっていくんだというふうに書いてますね。これの三段階の研究計画、これを何年ぐらいうるのか、それぞれ。それはすでにやうでございまして、これから研究計画の検討をやろうというのか、どうですか。

○参考人(倉本昌昭君) 私どもは、現在原子力委員会の専門部会の報告が出ておるわけでございますが、法改正になりますと、国としての基本計画と申しますか、研究についての御方針が示されることであらうと思ひます。その計画に応じて、現在出ているやうな段階、いま委員会の方の御報告の線がそういう形で出てまいりますれば、これについては私どもとして当然具体的な計画等を考えていかなければならないと思ひております。委員会の方では専門部会としての考えが一応出ておるわけでございますが、具体的にこれをどういふ形でどういふものをやっていくかといふことになりまして、それについてより具体的な研究計画を私どもとしてつくっていくかなければならない、そのための準備にこの法改正がございましたら早速取りかかていきたい、かように考えております。

○佐藤昭夫君 そうしますと、ただいまの答弁でいいますと、法改正を待つて第一段階、第二段階、第三段階の具体的な研究計画を煮詰めていく、つくっていくという御説明だと思ひますけれども、私はこれは非常に本末転倒じゃないかと思ひます。片一方は、今回の提案が出てくる大前提に、政府としては当初八〇年代を考えていたけれども、これは見込みの間違ひだったと。二十一

世紀には原子力船舶時代が来ます、だから引き続き「むつ」の開発もやらなくちゃならぬ、原子力船開発研究、これを今後ともどんどん進めていくんだという、こういう論法でしょう大臣。と言いつつ、しからばどういふ具体的研究をやるかという研究プログラムはまだ何にもない、法改正を待つて研究プログラムの検討に入りますと。私は、これは非常に無責任な今回の法案の提案だというふうには言わざるを得ないのです。

六時ぐらいて大体終わったらどうかという話が出ていますので話を次に進めますけれども、さっき言いました羅々しく法改正をする、研究という仕事を加えていくと言いつつ、その研究スタッフの初年度のスタートは非常に貧弱だ。それからトップの指導体制、役員体制はいまのままの横滑り。研究という仕事を加えていくということにふさわしい役員体制の、何というか、補強とか更新をやるわけじゃない。プログラムの検討もこれからだということ、これはお話にならぬのじゃないかというふうに私は思わざるを得ないのです。

法改正の二点目、いわゆる統合問題についてお尋ねをしますけれども、ちょっと塩出さんも言っていました、この改正案でいきますと、昭和六十年三月三十一日までに原子力船研究開発事業団を他の原子力関係機関と統合する、そのための必要な措置をこれから講じていく、こうなっているんですけれども、もしも統合に必要な措置がそれまでにできなかったときには事業団はどうなるんです。もうパアですか、解散ですか。

○政府委員(石渡廣雄君) 事業団の統合の問題につきましても、政府の行政簡素化に関する閣議決定に従って進められるものでございます。また、法案が成立いたしました場合には、立法府の御意思としても明らかにされるものでございます。したがって、政府といたしましては、昭和六十年三月三十一日までに必要な処置を講ずる義務を負うものと考えているわけでございます。当然立法府に対しましての義務というふうに考えております。

す。しかしせっかくのお尋ねでございます、もし万一案に定められている時期までに統合のための必要な法的措置が講じられないというふうな事態が生じた場合のことでございますが、法律的には日本原子力船研究開発事業団は昭和六十年四月以降も引き続き存続するものというふうに理解しているわけでございます。

○佐藤昭夫君 そうしたら、六十年三月三十一日までと云いながら、それまでに必要な諸条件が整わなかった場合、廃止立法をしない限り残るのだという、まあ勝手な理屈ですね。その問題はまたおいおいお尋ねをしていきたいと思います。

それで、六十年三月三十一日までに統合をするためにどういふ条件を整備する必要があるというお考えですか。

○政府委員(石渡廣雄君) いろいろあるかと思いますが、先ほども触れましたが、まず、「むつ」開発が抱えております当面の諸問題が解決されまして、「むつ」が実験船として運航することによりまして諸データあるいは諸経験の蓄積が可能になっていくということが第一でございます。第二に、現在の事業団の体質が研究開発事業団にふさわしいように変わっているということが第二の要件かと考えております。それから第三に、統合先がある程度の枠で示されているわけでございますので、そういう統合先のことも考えましたいろいろな諸条件と申しますか、状況が整えられているということが三つの要件かと考えます。

○佐藤昭夫君 大きくいま三つの諸条件と言われましたけれども、何というか、四者協定にかかわる問題というか、母港問題、これは「むつ」開発の中に含めて言われたのかしらませんけれども、母港問題がきちっと解決をするということも重要な条件ですね。

○政府委員(石渡廣雄君) はい。

○佐藤昭夫君 そこで、果たして六十年の三月三十一日までにそういう三つなり四つなりの条件がきちっとでき上がるかどうかということを私は大変疑問を持っています。これは衆議院の私の

ところの党の顧問議員が衆議院の委員会でもいろいろ指摘、追及をしてきたと思えますけれども、スケジュール的に見るとこういうことになるのじゃないかと。大湊再母港問題についてはいま猛烈な反対が起こっていますね。ですから、これがそう簡単にこたえたあきつてに決着がつくというような問題ではないと思えますが、仮にそれは大湊であろうとどこであろうと新しい母港がいま直ちに決まったとして、港の改修再整備のための基本設計の作成に約六カ月かかる、その安全審査に六カ月かかる、それから詳細設計の作成作業に三カ月かかる、その安全審査に一カ月かかる、それから建設工事に一年半かかる。これはもう最小限見積もってもこれくらいかかる。合計すると、母港として使えるようになるまでに三十四カ月、約三年間かかるということですが、大体こういうことと確認してよろしいですね。

○政府委員(石渡廣雄君) 衆議院におきまして瀬崎議員からのそういう内容の御論議があったことは事実でございます。

○佐藤昭夫君 そうしますと、いま佐世保でいわゆる改修作業をやっているわけですが、これは来年の十月末に、約一年後までにこの改修作業を完了すると。ところが一方母港がで上がるのが、母港が使えるようになるのは最小限見積もっても約三年間かかる。そうしますと、長官どうですか、修理完了した「むつ」はどこへ行くんですか。また海の上に二年間、洋上に浮かぶ物体になるわけですか、どうなんです。

○国務大臣(中川一郎君) むつに御決定願えれば、むつに停泊することは決定と同時にできるわけでございますから海の上にいる必要はございません。

○佐藤昭夫君 いやいや、冗談言ったらいかぬ。母港が仮にそれが大湊であるにしても、母港として使えるようになるのはあと三年かかるんです、いま大湊を母港だと決定しても。いろんな工事、安全審査、こういうものをずつと順を追ってやらならぬ。一方佐世保でやっておる改修工

事はあと一年後に、必ず一年後に完了するというふうに明言しているんですからね、五者協定まで結んで。そうすると、あと二年間その船はどこへ持っていくのか。

○国務大臣(中川一郎君) ですから、土昇試験をやつて、やるのにはそれだけのことはかかるけれども、船をつないでおくのは、お許しさえあればいつでもおつなぎはできるから海の上にいる必要はありませんと申し上げているわけです。

○佐藤昭夫君 中川さんはときどき政治家としての明晰な判断されますけれども、ちょっとやっぱり少し素人のところがあるんです。さっき言いました約三年、その後に出力土昇試験があるんですよ。それからその後には実験航海があるんですよ。ということ、ちゃんと物事を区別して、頭の中で数字をばつと描かぬと、そんな大ざっぱな議論で事柄を済ましては大変です。

○国務大臣(中川一郎君) 間違つたら困りますから。つないでおくのはすぐつないでおくことができますと言ったんです。土昇試験をやるまでには三年かかるか二年かかるか知らぬが、相当かかりますけれども、海の上に漂つておる必要はないと、こう申し上げたんで、政治家であろうと何でも何と違つておらないんです。つないでおくことはできますよと言ったんです。土昇試験をやるまでには二年かかるか三年かかるか、これはいろいろありますけれども、つないでおくことについては、お許しさえあればできますと、こう申し上げたわけです。

○佐藤昭夫君 つないでおいたって、実際に出力土昇試験もできぬような状況でつないでおいて、一体どういう意味があるのかという問題があるわけですよ。まあいいですよ。

それで、とにかく母港を使えるようになるのに三年かかると、その後に出力土昇試験、これは大体一年間ぐらいいかりますよ。そうしますと、この改正案の言つておる期日まで対比した場合に、四カ月ぐらいいしかあと残りませんね、差し引きしたら。その後引き続いて実験航海やる。実験航海と

いうのは何カ月ぐらいかかるんですか。

○参考人(倉本昌昭君) 実験航海と申しますのは、これはその中でいろいろ試験をやりますので、これにつきましては具体的にどういふことを実験航海でやるかということにつきましては、出力上昇試験等が終わりましてからその辺は出てくると思いますし、また実験航海としての海域をどういふぐらゐに走るかということについては今後検討をしていかなければならないと思います。が、オット・ハーン等の例から考えますと、オット・ハーンは十年間運航しておたわけでございますが、その十年間の間において、初期の段階では大半が実験航海的な運航をおたわけでありましたが、もう八年目、九年目、十年目あたりにおきまして、それぞれ前の、それまでの航海の経験を活かして、さらにいまこういふ点について実験航海をやりますということでございますので、私どももいたしましては、その実験航海「むつ」を使つての実験航海といふのは、実験船としてこれが使え得る間において、できる限りの期間にはやはり実験航海、またその間に乗組員の教育訓練ということをやつてもらいたいと考えておるわけでございます。したがって、その実験航海については、第一期、第二期、第三期と申しますか、毎年、その実験航海が始まりますれば、その間どういふスケジュールを組んでいくかということになると思います。

○佐藤昭夫君 いろいろ言われていますけれども、実験航海の具体的な内容といふのはこの時点で、いま時点ではつきりしてないし、したがつてどれぐらゐの期間実験航海、万全な実験航海をやるのにどれぐらゐの月数を必要とするのかということについて断定的には言えないと。とにかく出力上昇試験をやつてみないと、どれだけの実験航海をしなくちゃならぬかといふことの判断がつかぬのだといふことですね。

そこで、さつきから言っているんですけれども、今度の法改正で六十三年の三月三十一日までには統合すると。統合するまでには最低これこれ

必要な条件が要りますと、その中の条件の重要な一つに、「むつ」が実験航海、出力上昇試験もろんのこと、「むつ」が実験航海をして、必要な実験のデータが十分把握をされて、もうこれで大丈夫と、こうなつていよいよ他の原子力機関との統合、六十三年三月三十一日と、こゝへ行くんだと、こういうプログラムですね。ところで片一方、どこに決まるか知らぬけれども、いますぐ仮に大湊なら大湊に母港が決まっても、母港が使えるようになるのに三年かかると、その後の出力上昇試験一年かかる、合わせて四年。残つておるのは四カ月しかない。いまはあれでしょう、五十五年十一月ですから、六十三年三月三十一日まで残つておるのは四年四月分でしょう。果たしてこれで法律に麗々しく六十三年三月三十一日までという、もう何月何日という日まで書き込んで、こう書いて一体このとおりにいけますかという疑問といふのはだれだつて持つでしょう。あした、あさつてに大湊に決まるわけじゃないでしょう。今度、参考人にも青森の代表が来ますけれども、恐らく強力に反対をされるに違いないという状況で、本当に責任を持った今回の改正提案かと、とにかくもう何か場当たり的に、その場その場取りつくろう、そういうやり方といふのはかつての「むつ」からずっと振り返つてみた場合に、今回も同じやり方が繰り返されていくんじゃないかというふうな考えざるを得ないんです。

それで、もうちょっと、大分時間来ていますのであれですけれども、ちょっと関連がありますのでもう少し続けてみると、いま出力上昇試験をやつてみぬと実験航海のプログラムが組みようがないという話です。ですから、したがつていま改修中の、改修後の「むつ」についての実験航海のプログラムはないということだろうと思ひます。なら、かつての「むつ」ですね、事故を起こした、長官はあれは故障だと言ふんだけれども、事故ですよ、明らかに。ともかく、いまそのことの論争ではないんですけれども、かつての「むつ」についての実験航海プログラムはあったんですか。

○参考人(倉本昌昭君) ただいまの私の御説明が若干不足する点があつたかと思いますが、この「むつ」につきましては出力上昇試験に前回出ます前の時点におきましては、各出力上昇試験、それ

ぞれの段階においてどういふことをやる、そのためには大体どのぐらゐの日数がかかる、またそれが終わりますから実験航海に出た場合などいふようなことをやるかということにつきましては、一応の計画案等は持つておたわけでございます。またこれにつきましては、私どももいたしまして現在進捗改修が進んでおりますが、そのために現在全力投球をしておるわけでござい

ますが、私どももいたしまして、遮蔽改修も一応現在安全審査等の段階に入つておりますので、これから出力上昇試験について前回の計画の一応見直しをやりまして、今後の具体的な計画をつくつていきたいと、かように考えておるわけでござい

は並行的にやれるものも実際にはございまして、これを全部縦に足すという形には実際にはありませんので……

○佐藤昭夫君 そんなことないよ、順を追つてやる作業。ごまかしだらいかぬよ。

○参考人(倉本昌昭君) まあこの詳細設計の作業といふのはダブつておりますので、そういった点では一応三年はかからず、統合までの時期には実験航海を何カ月かはやり得る、少なくとも何カ月かはやつて実績は出せる、こういうふうにい

ま考えております。

○佐藤昭夫君 出力上昇試験についても「むつ」と新「むつ」とは見直しをしなくちゃならぬ。い

国民を欺く宣伝計画の打ち出し方だ。もうどこ見
たって国民をだますやり方いっぱい、こういう
無責任な提案はないと、さまざまな角度からきよ
う申し上げた。もうそれで終わりますが、最後に
長官に聞いておきます。

衆議院の委員会で、大湊再母港化の問題で総理
はオンリーワンではないと言ったんですね。長官
が言うのは大湊ベストワンだと、こういう総理と
長官との不統一のこういつた発言というのは、私
は許されるものじゃないというふうに思うんで
す。私はこの間も言いましたように、大湊再母港化
案、これは白紙に戻すということが当面最も賢明
な措置だというふうに思うんですけども、こう
いう総理と長官と食い違っておるというこの点に
ついては、政府としての統一見解をはっきり打ち
出してもう必要があるということ、最後に指摘
をしておきまして、残余の時間次回にということ
で本日は終わります。

○国務大臣(中川一郎君) ただいまの御質問の前
に一つ、大変大事なことですから申し上げておき
ますが、「むつ」が成功することが合併の条件で
あると、「むつ」が成功するためにはこれだけの
期間がかかるから、成功しなかったら合併できな
いではとおきめつけになってお尋ねでござい
ましたが、そうではございませんで、「むつ」が
成功しておることが研究開発をしていく上に非常
に望ましいことであると申し上げたのであって、
仮に「むつ」が上昇試験ができない、あるいは航
海実験ができない、だから合併できないというも
のではなくて、それはそれなりのデータとして利
用できるわけでございますから、望ましい姿とし
てどんどんどんどん進んでいった場合、それを
ベースとしてできると、こう申し上げたんであり
ますから、どうか三年たたないとどうか、こ
うだとか言われても……

○佐藤昭夫君 それは詭弁ですよ。そこをごまか
したらまた無理押しをやるんです。

○国務大臣(中川一郎君) 無理押しはいたしませ
ん。ただ、私たちの考え方はそうであるというこ

とだけ申し上げておきます。

次に、総理大臣がオンリーワンではないと申し
上げたのは、政府としてはまだオンリーワンとい
うふうに決めていないんです。私は科学技術庁長
官として最適當であるということをお願いしたわ
けです。政府で決めるということになれば、関係
閣僚会議といえますが連絡会を開いて、運輸大臣
その他の大臣とも協議して、ここに決めましたか
らどうぞよろしく、こういつて初めて決定になる
のであって、まだオンリーワンとして政府として
決めたわけじゃないということでありますから、
意見の違ひはない。ましてや今後むつがだめだと
いうことになれば、他を探さなければならぬとい
う意味からいっても、これがだめならばもう新
母港の決定はやめたということでもありませんか
ら、そういう意味で総理大臣がオンリーワンでは
ないと、こう申し上げたのであります。なお、私
が科学技術庁長官として大湊にお願いするに当た
っては、政府決定ではありませんけれども、総理
大臣あるいは関係閣僚にも、私としてはこしか
ないからこういうことで交渉いたしますという連
絡はとって、政府の了承はいただいております
が、政府がオンリーワンとして決めたものではな
いということ、私が「むつ」がいまのところ最
適當であるとお願ひした間には矛盾がないとい
うことを申し上げておきます。

○委員長(太田淳夫君) 本日の質疑はこの程度に
とどめ、これにて散会いたします。
午後六時九分散会